

# 職員の給与等に関する報告及び勧告

令和3年10月

宮崎県人事委員会





宮人委職第1106号

令和3年10月8日

宮崎県議会議長 中野一則 殿

宮崎県知事 河野俊嗣 殿

宮崎県人事委員会

委員長 濱砂公一

職員の給与等に関する報告及び勧告について

本委員会は、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、併せて給与の改定について別紙第2のとおり勧告します。

この勧告の実現のため、速やかに所要の措置をとられるよう要請します。



## 目 次

別紙第1 報 告	1
I 職員の給与について	
1 給与勧告の意義と職員の給与決定の基本的な考え方	1
2 職員の給与の状況	2
3 民間の給与の状況	3
4 職員給与と民間給与との比較	6
5 国家公務員及び他の都道府県職員との給与比較	7
6 物価・生計費	9
7 国家公務員の給与等に関する人事院の報告及び勧告	9
8 本年の給与の改定等	10
II 公務運営の改善について	
1 人材の確保・育成	12
2 女性職員の活躍推進	14
3 障がい者雇用の推進	14
4 働き方改革と勤務環境の整備	15
5 定年の引上げ等による高齢層職員の能力及び経験の活用	25
6 会計年度任用職員制度の適正な運用	25
7 信頼の確保	26
III 勧告実施の要請	28
別紙第2 勧 告	29
別添1 国家公務員の給与等に関する人事院の報告及び勧告	31
別添2 参考資料	39
1 職員給与関係資料	42
2 民間給与関係資料	83
3 生計費及び労働経済関係資料	98



## 報 告

本委員会は、地方公務員法の定めるところにより、人事行政の専門・中立機関として、人事行政に関する事項及び給与、勤務時間その他の勤務条件等について調査・研究を行い、給与等に関する報告及び勧告を行ってきた。

本年においても、職員の給与及び公務運営上の諸課題について検討を行ったので、その検討結果の概要を次のとおり報告する。

### I 職員の給与について

#### 1 給与勧告の意義と職員の給与決定の基本的な考え方

給与勧告は、職員の労働基本権制約の代償措置として、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有するものである。また、給与勧告を通し、適正な給与を確保することは、人材の確保や労使関係の安定を図り、能率的な行政運営を維持する上での基盤となるとともに、職員の給与について、県民の理解と納得を得ることにもつながっているものと考えられる。

職員の給与については、地方公務員法の規定により、「生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定める」とされている（均衡の原則）。このため、本委員会は、実地に調査した民間事業の従事者の給与をはじめ、国や他の地方公共団体の職員の給与等を総合的に考慮して、給与水準の改定や給与制度の見直しを行ってきた。

今後とも、職員の給与決定に当たっては、このような考え方にに基づき検討を行っていくことが必要である。

## 2 職員の給与の状況

この報告の対象となる職員は、職員の給与に関する条例（昭和29年宮崎県条例第40号）、市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和32年宮崎県条例第26号）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年宮崎県条例第1号）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）であり、従事する職務の種類に応じ、行政職、公安職、教育職、研究職又は医療職の給料表の適用を受けている。

これらの職員について、本委員会は令和3年4月1日現在で「令和3年県職員給与等実態調査」を実施した。職員及びそのうちの行政職給料表適用職員（以下「行政職員」という。）の給与の状況については、別添2参考資料のとおりであり、その主な調査結果は、表1のとおりである。

表1 令和3年県職員給与等実態調査の概要

給料表の区分	職員数	平均年齢	性別人員構成比		学歴別人員構成比			
			男	女	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒
全職員	人 14,726	歳 42.8	% 61.7	% 38.3	% 80.4	% 5.9	% 13.1	% 0.6
うち行政職員	4,186	41.9	73.1	26.9	70.8	2.3	25.2	1.8

※1 「行政職員」とは、各給料表の基準となっている行政職給料表の適用を受ける職員のことである。

※2 学歴別人員構成比の計は、四捨五入の関係で必ずしも100%にはならない。

給料表の区分	平均給与月額	給料の月額	扶養手当	地域手当	管理職手当	住居手当	その他
全職員	円 375,628	円 348,931	円 10,055	円 461	円 5,340	円 7,555	円 3,285
うち行政職員	344,462	318,233	10,395	891	6,233	7,487	1,222

※1 「その他」は、初任給調整手当、特勤勤務手当、へき手当及び単身赴任手当（基礎額）の合計額である。

※2 各欄の計は、四捨五入の関係で必ずしも平均給与月額とは一致しない。



なお、本県においては、平成18年度の「給与構造改革」や平成27年度の「給与制度の総合的見直し」に基づき、国に準じて、民間賃金水準の低い地域の実情をより反映させるための給料表水準の引下げをはじめとした給与制度全般にわたる見直しを行ってきた。

その結果、表2のとおり、職員の平均給与月額の水準は、年々下がってきている。

**表2 職員の平均給与月額の推移**

		H18	H19	H20	H21	H22	H23
全職員	平均給与月額(円)	407,584	404,040	401,499	398,150	394,896	394,537
	平均年齢(歳)	42.0	42.4	42.7	42.9	43.0	43.3
うち 行政職員	平均給与月額(円)	388,034	383,353	380,216	374,886	368,770	368,296
	平均年齢(歳)	42.6	43.0	43.2	43.2	42.9	43.2

		H24	H25	H26	H27	H28	H29
全職員	平均給与月額(円)	392,808	391,276	390,221	387,609	387,060	384,677
	平均年齢(歳)	43.5	43.6	43.7	43.8	43.8	43.7
うち 行政職員	平均給与月額(円)	365,004	362,686	360,124	356,409	355,175	352,973
	平均年齢(歳)	43.1	43.2	43.0	42.9	42.8	42.7

		H30	H31	R2	R3
全職員	平均給与月額(円)	382,350	380,226	377,688	375,628
	平均年齢(歳)	43.4	43.2	43.0	42.8
うち 行政職員	平均給与月額(円)	351,508	349,127	347,110	344,462
	平均年齢(歳)	42.6	42.3	42.2	41.9

※1 平均給与月額とは、給料の月額、扶養手当、地域手当、管理職手当、住居手当、その他の合計である。

※2 各年とも4月1日現在の数値である。

### 3 民間の給与の状況

本委員会は、人事院と共同して、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所 317事業所のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した 138事業所を対象として「令和3年職種別民間給与実態調査」を実施した。なお、新型コロナウイルス感染症に対処する医療現場の厳しい環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

その結果、131事業所の調査が完了した。

この調査では、公務に類似すると認められる職務に従事する従業員について、役職段階、学歴、年齢、本年4月分として支払われた給与月額等を調査するとともに、事業所単位に給与改定の状況、諸手当及び特別給（ボーナス）の支給状況等について調査した。

民間給与の状況については、別添2参考資料のとおりであり、その主な調査結果は次のとおりである。

### 〔初任給の状況〕

新規学卒者の採用を行った事業所の割合及び新卒事務員・技術者の初任給の平均額は、表3に示すとおりである。新規学卒者の採用を行った事業所の割合は大学卒で26.4%（昨年34.0%）、高校卒で26.6%（同37.6%）となっており、昨年に比べ減少している。

表3 民間における初任給の改定状況等

学 歴	新規学卒者の採用を行った事業所の割合					初任給の 平均額
	採用 あり	初任給の改定状況			採用 なし	
		増額	据置き	減額		
	%	%	%	%	%	円
大学卒	26.4	(37.8)	(62.2)	(0.0)	73.6	192,931
高校卒	26.6	(31.8)	(65.5)	(2.7)	73.4	154,206

※（ ）内は、採用がある事業所を100とした割合である。

### 〔給与改定の状況〕

表4に示すとおり、係員（上司の指導、監督の下に定型的な業務を行う、いわゆる一般の従業員をいう。以下同じ。）について、ベースアップを実施した事業所の割合は26.3%で昨年（31.1%）に比べると減少し、ベースアップ中止が増加している。

表 4 民間における給与改定の状況

項目 役職段階	ベースアップ 実 施	ベースアップ 中 止	ベースダウン	ベア慣行なし
	%	%	%	%
係 員	26.3	13.4	0.0	60.3
課長級	21.6	14.0	0.0	64.4

また、表 5 に示すとおり、係員について、定期的に行われている昇給を実施した事業所の割合は84.9%と昨年（82.9%）に比べて増加している。

昇給額については、昨年より増額となっている事業所の割合は24.6%と昨年（26.3%）に比べてやや減少し、減額となっている事業所の割合も6.7%と昨年（10.2%）に比べて減少している。

表 5 民間における定期昇給の実施状況

項目 役職 段階	定期昇給 制度あり	定期昇給				定期昇給 停 止	定期昇給 制度なし
		定期昇給 実 施	増額	減額	変化なし		
	%	%	%	%	%	%	
係 員	84.9	84.9	24.6	6.7	53.6	0.0	15.1
課長級	77.2	76.4	23.3	5.2	47.9	0.8	22.8

※ ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

### 〔特別給の支給状況〕

昨年 8 月から本年 7 月までの 1 年間において、民間事業所で支払われた所定内給与月額に対する特別給（ボーナス）の支給割合は、表 6 に示すとおり 4.34 月分に相当している。

表 6 民間における特別給の支給状況

項	目	金額等
平均所定内給与月額	下半期 (A 1)	298,802円
	上半期 (A 2)	297,588円
特別給の支給額	下半期 (B 1)	625,763円
	上半期 (B 2)	669,318円
特別給の支給割合	下半期 (B 1 / A 1)	2.09月分
	上半期 (B 2 / A 2)	2.25月分
	年間計	4.34月分

※1 下半期とは令和2年8月から令和3年1月まで、上半期とは同年2月から同年7月までの期間をいう。

※2 所定内給与月額は、特別給の支給された月の決まって支給する給与の支給総額から時間外手当総額を除いた額である。

#### 4 職員給与と民間給与との比較

##### (1) 月例給

職員と民間との給与比較について、本委員会は、前記2の「令和3年県職員給与等実態調査」及び前記3の「令和3年職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、公務においては行政職員、民間においてはこれと類似すると認められる職種の従業員について、役職段階、学歴及び年齢を同じくする者同士の4月分の給与額を対比させ、精密に比較（ラスパイレス方式）を行った。その結果、表7に示すとおり、職員給与が民間給与を229円（0.07%）下回っている。

表 7 職員給与と民間給与との較差

民間給与 (A)	職員給与 (B)	較差 (A - B) $\left[ \frac{(A - B)}{B} \times 100 \right]$
350,132円	349,903円	229円 (0.07%)

※ 民間、職員ともに、本年度の新規採用者は含まれていない。

なお、職員と民間との比較に当たって使用した給与種目は、表8のとおりである。

表8 公民比較における比較給与種目

民間給与	職員給与
きまって支給する給与（※1）から時間外手当（※2）及び通勤手当を除いたもの	給料の月額（給料の調整額を含む。）、扶養手当、管理職手当、地域手当、初任給調整手当、住居手当、単身赴任手当（基礎額）、特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当、へき地手当及びへき地手当に準ずる手当

※1 職種別民間給与実態調査における「きまって支給する給与」をいい、基本給、家族手当、地域手当、通勤手当、住宅手当、役付手当等名称のいかんを問わず月ごとに支給される全ての給与をいう。

※2 職種別民間給与実態調査における「時間外手当」をいい、超過勤務手当、夜勤手当、休日手当、宿日直手当、裁量手当等勤務実績に対して支払われる手当をいう。

## (2) 特別給

職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数は4.45月であり、前述した民間の支給割合4.34月分を上回っている。

## 5 国家公務員及び他の都道府県職員との給与比較

国家公務員と地方公務員との給与水準の比較については、諸手当を含まず、給料月額を学歴や経験年数を揃えてラスパイレス比較をする方式が定着している。

この方式によると、表9のとおり、国家公務員の俸給月額を100とした場合の本県行政職員の指数は97.5と、2.5ポイント低い。

また、当該指数の都道府県の平均は100.0であり、本県は2.5ポイント低い状況となっている。

表9 都道府県のラスパイレス指数の状況

(令和2年4月1日現在)

宮 崎 県	97.5
都道府県平均指数	100.0
指数分布区分	都道府県数
102以上	2
100以上 102未満	19
98以上 100未満	22
96以上 98未満	3
96未満	1
国	100.0

※1 令和2年地方公務員給与実態調査（総務省）より作成したものである。

※2 「ラスパイレス指数」とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数である。

次に、全国の国家公務員と職員の平均給与月額（単純平均）を比較したところ、表10のとおりとなっている。

なお、国家公務員との給与水準比較については、公民較差の算定の手法により、県内の国家公務員の給与（諸手当を含む。）と比較する方法も考えられるが、比較対象数が少ない等の様々な課題がある。

表10 職員と国家公務員の平均給与月額等の比較

区 分	年 齢	平均給与月額						
		給料の月額 (俸給の月額)	扶養手当	地域手当等	管理職手当 (俸給の特別調整額)	住居手当	その他	
	歳	円	円	円	円	円	円	
職員（行政職員）（A）	42.6	349,903	323,078	10,718	910	6,468	7,462	1,268
国家公務員（行政職俸給表（一）適用職員）（B）	43.0	407,153	325,827	9,273	43,601	12,681	6,647	9,124
差（A-B）	△0.4	△57,250	△2,749	1,445	△42,691	△6,213	815	△7,856

※1 職員、国家公務員ともに本年度の新規採用者は含まれていない。

※2 「給料の月額」は、給料の調整額を含む。

※3 「その他」は、初任給調整手当、特勤手当、へき手当及び単身赴任手当（基礎額）等の合計額である。

※4 各欄の合計は、四捨五入の関係で平均給与月額と一致しない場合がある。

## 6 物価・生計費

### (1) 物価指数

本年4月の消費者物価指数（総務省統計局）は、昨年同月に比べ、全国においては0.4%、宮崎市においては0.5%それぞれ低下している。

### (2) 標準生計費

本委員会が家計調査（総務省統計局）における勤労者世帯分を基礎に算定した本年4月の宮崎市における標準生計費は、2人世帯で181,380円、3人世帯で201,160円、4人世帯で220,960円となっている。

## 7 国家公務員の給与等に関する人事院の報告及び勧告

人事院においては、国会及び内閣に対して本年8月10日に、国家公務員の給与等に関する報告及び勧告（以下「人事院勧告」という。）を行ったところである。

このうち、本年の官民較差に基づく給与改定について、まず月例給については、民間給与との較差が△19円（0.00%）となり、このように較差が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定を行うことが困難な場合には、従来から月例給の改定を見送っているとして、月例給の改定は行わないこととする報告がなされたところである。

また、特別給については、民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を現在の4.45月から0.15月分引下げ、4.30月とする旨の勧告がなされている。

なお、本年の人事院勧告の概要は、別添1のとおりである。

## 8 本年の給与の改定等

### (1) 給与改定の考え方

本委員会における職員の給与改定に係る基本的な考え方については冒頭に述べたとおり、地方公務員法に定める「均衡の原則」に基づくこととしている。

また、この均衡の原則については、「地方公務員の給与のあり方に関する研究会報告書」（平成18年3月）において、「給与制度については、国家公務員の給与制度を基本とすべきこと」、「給与水準については、地域の民間給与をより重視して均衡の原則を適用すべきこと」、さらに、「仮に民間給与が著しく高い地域であったとしても、それぞれの地域における国家公務員の給与水準をその地域の地方公務員の給与の水準決定の目安とすべきこと」などの考え方が示され、国もこの考え方に立って技術的助言等を行っているところである。

そのため、本年においても、例年同様、このような考え方に基づき、職員の給与決定の要素となる国家公務員及び他の都道府県職員の給与並びに民間従業員並びに物価・生計費等の状況を踏まえ、次のとおり判断した。

### (2) 改定の内容等

#### ア 月例給

本年4月の月例給における職員給与と民間給与との比較を見ると、前記4(1)のとおり職員給与が民間給与を229円(0.07%)下回っているものの、較差が小さく、また、本年の人事院報告においても概ね同様の状況にあり、結果として改定を行わないとしていることから、本年は、月例給の改定を行わないことが適当である。



## イ 特別給

前記 4 (2) のとおり、職員の支給月数 4.45 月は、民間の支給割合 4.34 月分を 0.11 月分上回っている。

このため、民間の支給割合との均衡を図るよう、支給月数を 0.10 月分引下げ、4.35 月分とすることが適当である。

その際、支給月数の引下げ分は、人事院勧告及び民間の特別給の支給状況等を踏まえ、期末手当から差し引くこととし、本年度については、12 月期の期末手当から 0.10 月分引き下げ、令和 4 年度以降においては 6 月期及び 12 月期の期末手当が均等になるよう配分することが適当である。

## (3) その他

人事管理の必要性により、毎年度、県内各地の勤務公署への配置換えが行われており、本県の地理的状況や交通事情等から、多くの職員が通勤手段として、特別急行列車や高速自動車国道その他の交通機関等（以下「特急列車等」という。）を利用しているが、これら特急列車等を利用する職員の中には、長距離通勤による心身の負担に加え、相当の経済的負担が生じるケースも見られるところである。

一方、コロナ禍の中で、早出、遅出等の柔軟な働き方が推奨されているが、長距離通勤者は時間的制約も多く、通勤に負担の少ない職員と比較して、ワーク・ライフ・バランスの実現が容易でない現状もある。

任命権者においては、このような本県の交通事情や職員の状況等を踏まえ、通勤手当の在り方について総合的に検討していく必要がある。

## Ⅱ 公務運営の改善について

### 1 人材の確保・育成

本格的な少子高齢・人口減少社会を迎え、社会経済情勢が大きく変化する中、新型コロナウイルス感染症対策などの新たな課題や複雑・高度化する県民ニーズに迅速かつ的確に対応していくためには、優れた資質と公務に対する強い意欲を持った多様で有為な人材を確保・育成するとともに、これらの人材を最大限有効に活用してより効率的な行政運営を進めていくことが重要である。

#### (1) 人材の確保

人材の確保については、近年、少子化に伴う受験年齢人口の減少、民間企業の雇用情勢の影響、国や他の地方公共団体との競合等により、非常に厳しい状況にある。

そのような中、これまで、受験者確保のための広報活動や試験制度の見直しを行ってきたところであり、昨年度からは、大学卒業程度採用試験において、多くの民間企業で採用されている試験を導入し、早期に合格発表を行うことで、受験者の確保を図っているところである。（大学卒業程度受験者数 R元 472名 → R3 788名）

しかしながら、技術系職種については、最終競争倍率が2倍を下回る職種があるなど、依然として厳しい状況が続いている。

このため、任命権者と連携を図りながら、今後とも社会情勢の変化に対応した、不断の試験制度の見直しを行うとともに、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）やWEB会議ツール、動画配信等を効果的に活用するなど、県職員の魅力や仕事のやりがい具体的に伝わるよう啓発・広報活動の一層の充実・強化を

図っていく必要がある。

このほか、近年、複数の区分試験で最終合格者から辞退者が出たことにより、内定者数が採用予定数を下回る状況が続いているため、引き続き、合格発表の早期化を図るとともに、合格者へのフォローアップを充実させるなど、辞退の防止をさらに強化する必要がある。

また、人材の確保が非常に厳しい状況にある背景として、就業意識の多様化や勤務環境への関心の高まりもあるため、公務職場全体の魅力向上を図る観点から、給与を含め勤務条件の在り方について、検討していく必要がある。

なお、昨年度から、新型コロナウイルス感染症対策を行いながら採用試験を実施しているが、今後とも、様々な危機事象に的確に対応しながら円滑な試験の実施に努める必要がある。

## (2) 人材の育成

人材の育成については、限られた人的資源の下、複雑・多様化する行政ニーズに的確に対応し、効率的な行政運営を進めていくために、職員には、高い倫理観や使命感を持ち、一人ひとりの資質や能力をより一層高めていくことが求められている。

そのためには、自己啓発等の支援や職場でのOJTを充実させるとともに、仕事への意欲や能力を高めるための研修を実施するなど、継続的かつ計画的に人材育成を推進していく必要がある。

なお、職員研修については、オンライン方式等も効果的に取り入れながら、受講者の利便性の向上や研修内容の充実を図っていく必要がある。

人事評価制度については、引き続き、運用状況の検証、評価者の評価スキル向上、被評価者の意識向上等に努め、当該制度が十分に機能し、効果的な人材育成や組織の活性化等につながるよう、今後とも適切に取り組んでいく必要がある。

また、政府においては、人事評価制度の改善に向けた検討が行われているところであり、その動向等を注視していく必要がある。

## **2 女性職員の活躍推進**

多様で高度化する県民ニーズに適切に対応し、県民本位の行政を実現するためには、県の政策・方針決定過程への女性の参画拡大が重要となっている。

そのような中、県においては、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画「県庁職員子育て応援・女性活躍推進プラン」を策定しており、女性の活躍推進に向けた取組として、令和6年度までに知事部局の副主幹職ポスト以上に占める女性の割合を17.5%にするという目標値が設定されているところである。現状では、令和3年4月1日現在で16.0%となっており、着実に推進していく必要がある。

このほか、育児休業からの円滑な職場復帰に係る支援の充実やライフステージに応じたキャリア形成のための支援を行うなど、今後とも女性職員が一層その能力を発揮し、活躍できるための環境の整備に積極的に取り組んでいく必要がある。

## **3 障がい者雇用の推進**

障がいのある方が、その個性と能力を十分に発揮し、活躍できる社会の実現が重要な課題となっており、公務部門においても、障がい者

雇用の持続的な推進が求められている。

本県では、障がい者を対象とした選考採用試験について、令和元年度から受験対象者を身体障がい者に加え、知的障がい者、精神障がい者にも拡大するなど、障がい者雇用の推進に取り組んでいるところであるが、今後とも法の趣旨に沿った適切な採用選考を行う必要がある。

各任命権者においては、昨年度、「障がい者活躍推進計画」を策定し、障がいのある職員が活躍できる職場づくりに向けて、環境の整備や支援体制の充実に取り組んでいるところであるが、今後とも障がいの内容及び程度に応じた適切な合理的配慮に留意しながら、同計画に掲げられた取組を着実に進め、障がいの有無に関わらず、職員が働きやすく、活躍できる職場づくりを積極的に進めていく必要がある。

#### **4 働き方改革と勤務環境の整備**

限られた人員と財源の中で、多様化・高度化する県民ニーズに的確に対応し、効率的でより質の高い行政サービスを提供していくためには、職員一人ひとりが心身ともに健康で、公私ともに充実した生活を実現し、意欲をもって働けるように取組を進めることが重要である。

このため、任命権者においては、長時間労働の是正や個々の事情に応じた働き方の実現に向けて、働き方改革等の様々な取組を実施しているが、有為な人材の確保を図る観点からも、今後ともその意識を高め、職員が心身ともに健康に働くことのできる勤務環境の整備を図る必要がある。

## (1) 長時間労働の是正

### ア 時間外勤務の縮減

時間外勤務の縮減は、職員の心身の健康の保持、公務能率の向上、労働意欲の維持・増進、さらにはワーク・ライフ・バランス推進の観点からも、組織を挙げて取り組む必要のある重要な課題である。

本県においては時間外勤務命令の上限を、原則として1箇月につき45時間、1年につき360時間と定めているが、任命権者からの報告によると、昨年度、1箇月に80時間を超える時間外勤務を行った職員は、延べ337人に上っており、前年度に比べておよそ6割も増加している。また、そのうち124人は、1箇月に100時間以上の時間外勤務を行っており、新型コロナウイルス感染症や鳥インフルエンザ、台風・豪雨等の危機事象対応にあたる所属のほか、長時間勤務が恒常化している所属も認められた。

このような状況を踏まえ、各所属においては、時間外勤務の事前命令の徹底、勤務時間の適正な把握、業務の的確な進行管理等、マネジメントの強化を図り、組織全体として業務量の削減や合理化・平準化に取り組む必要がある。また、任命権者においては、上記の取組を進めてもなお長時間にわたる時間外勤務を行わざるを得ない場合には、その要因を分析、検証した上で、人員配置を柔軟に見直すなど、早期に職員の負担軽減を図る必要がある。当委員会も、任命権者の取組を注視し、必要に応じ所属へのヒアリング等による実態の把握を行うこととする。

### イ 教員の業務負担の軽減

教員が児童・生徒と向き合う時間を確保し、効果的で質の高い

教育活動を行っていくためには、学校における働き方を見直し、やりがいと誇りを持って能力を発揮できる職場環境を整備することが極めて重要である。

このような中、県教育委員会においては、平成31年3月に「学校における働き方改革推進プラン」（以下「働き方改革推進プラン」という。）を策定（令和3年3月改訂）し、教員の在校等時間の管理と併せて業務改善等（部活動の休養日の設定、スクール・サポート・スタッフの配置ほか）を推進するなど、働きやすい環境の整備に取り組んでいるところである。

加えて、本年4月には、教員の時間外業務時間（在校等時間から条例等で定められた勤務時間を減じた時間であり、時間外勤務時間とは異なる。）の上限時間を、原則として月45時間、年360時間と定める教育委員会規則が施行されており、業務改善の実効性を高めることが期待されるところである。

一方で、県教育委員会が昨年実施した調査によると、10月の1箇月に80時間以上の時間外業務を行ったのが、副校長・教頭のうち、小学校で17.4%、中学校で32.0%、特別支援学校で22.2%、また、教諭等のうち、中学校で16.5%、高等学校で26.9%にのぼり、依然として、厳しい職場環境にあるのが現状である。

このことから、各学校においては、導入の進む校務支援システム等を活用した適切な出退勤管理により、客観的な在校等時間を把握し、業務改善につなげることが重要であり、さらに、学校全体で「働き方」や「職場環境」についての意識改革を進め、保護者や地域の理解と協力を得ながら、教員の業務負担の軽減を確実に進めていく必要がある。

また、県教育委員会においては、働き方改革推進プランが、厳しい職場環境に置かれた教員にとって、真の働き方改革につながるよう、市町村教育委員会と連携して、教員の働きやすい職場環境の整備に向けた実効性のある取組を強く推進していくことが求められる。

なお、導入が検討されている教員の1年単位の変形労働時間制については、上記の働き方改革推進プラン等の取組と合わせて、教員の総労働時間の抑制に向けて、総合的かつ適切に対応していく必要がある。

## ウ 年次休暇等の取得促進

年次休暇等の取得は、日常生活における職員の心身の疲労を回復し、自身や家庭生活にゆとりをもたらす効果もあることから、公務能率の向上はもとより、ワーク・ライフ・バランスの実現を図る上でも重要である。

任命権者においては、各々が定める特定事業主行動計画の中で、年次休暇の取得目標を16日（目標達成年度：令和6年度）又は17日（警察本部、目標達成年度：令和7年度）と設定し、具体的には「働き方改革」等の取組を進める中で、職員の休暇取得を積極的に推進しているところである。

このような中、当委員会が任命権者に対して令和2年の年次休暇の取得状況を調査したところ、職員の平均取得日数が、知事部局においては12.2日、教育委員会においては11.6日と、前年と比較して各々0.5日、0.7日減少し、目標に向けて伸び悩む一方、警察本部においては15.5日と、前年と比較して1.9日増加しており順調に推移している。このほか、依然として民間の労働法制で



最低限とされている5日の取得に満たない職員も見受けられる。

このような状況を踏まえ、任命権者は、休暇取得促進の取組を進めることはもちろんのこと、職員の休暇取得が進まない又は取得状況に偏りがある場合は、まずはその要因を分析し、有効な対策を講じることが必要である。さらに、各所属においては、管理監督者自身が率先して休暇を取得すること等により、各種休暇を取得しやすい職場環境づくりに努める必要がある。

## (2) 個々の事情に応じた働き方の実現

### ア 仕事と家庭の両立支援

国全体で誰もが活躍できる社会の実現を目指す中、子育てや介護を行う者の負担軽減が課題となっており、これらの職員を含めたすべての職員がそれぞれの事情に応じて職務に従事できるよう、周りの職員の理解と協力の下に、勤務環境の整備を図ることが極めて重要である。

とりわけ子育てについては、家庭での負担が女性に偏りがちであるため、その負担を軽減し、仕事との両立を図っていく観点から、男性の育児参加を推進していくことが必要である。

このような中、知事部局では、昨年度、男性の育児休業取得率を20%とする目標（達成年度：令和6年度）を掲げ、取得促進に努力した結果、令和2年度の取得率は17.6%と高い数値となっている。このほか警察本部では、居住地規制の緩和や幹部主導による取得促進など、様々な取組の結果、平成30年度には取得者なしの状況であったのが、令和2年度には29%と大幅に増加している。なお、警察本部では、今年度からの新たな目標で、男性の育児休業取得率を50%（達成年度：令和7年度）としている。

一方で、政府は男性の育児休業取得率を令和7年度までに30%にするという目標を掲げており、本年6月には、民間労働者について育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(育児・介護休業法)を改正し、事業主に男性の育児休業の取得促進をより一層求めているところである。

このため、人事院においては、国家公務員について、育児休業の取得回数制限を緩和する法改正について国会及び内閣に対して意見の申出を行うとともに、原則として1年につき5日の不妊治療のための休暇の新設や非常勤職員の休暇の新設など、妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のための一体的な措置を講じることとしている。

また、介護に関しては、団塊世代の全てが75歳に達する、いわゆる2025年問題など、高齢化がますます進む中で、本県においても、短期介護休暇を取得する職員は男女ともに増加傾向にあり、介護にかかる職員の負担は高まっている。

このような状況から、任命権者においては、国や他の地方公共団体の動きを踏まえて、不妊治療のための休暇の新設、会計年度任用職員の育児休業等の取得要件緩和や配偶者出産休暇等の新設等、各種支援制度の導入を検討する必要がある。また、各所属においては、管理監督者をはじめ職場全体で、子育てや介護に対する理解を促進し、業務のサポート体制を確立することが求められる。

## **イ 柔軟な働き方の推進**

すべての職員が、その能力を十分に発揮するためには、多様な時間や場所において働くことのできる勤務環境の整備が重要である。

知事部局においては、時差出勤の実施（昨年5月から当面の間）やサテライトオフィスの設置等の取組のほか、昨年度は、本庁職員を対象に在宅勤務トライアルを実施し、延べ1,681回の在宅勤務が行われたところである。

テレワークは、柔軟な働き方を実現するものであり、新型コロナウイルス感染症等の危機事象発生時の安定的な業務の継続に資するほか、ワーク・ライフ・バランスの推進にも役立つものである。

知事部局では、今年度も引き続き、対象範囲を全庁に拡大して在宅勤務トライアルを実施し、さらなる取組を進めている。任命権者においては、テレワーク実施にあたっての諸課題を分析・検証し、テレワークの本格導入に向けて環境を整備していくことが必要である。

なお、人事院においては、現行のフレックスタイム制の柔軟化、勤務間インターバルの確保のための方策など、テレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務時間制度等の在り方について検討を開始することとしており、今後、本県においても、国等の動向を踏まえた取組が求められる。

## **ウ デジタル技術の活用等による業務効率化の推進**

限られた人員・財源の中で行政運営を行い、職員が仕事と家庭を両立しながら、その能力を発揮するためには、デジタル技術の活用等による、より一層の業務の効率化が不可欠である。

知事部局で昨年度に実施した「働き方改革」に関するアンケートでは、「業務の見直し・削減」に関する意見が最も多く、さらに、

昨年度末に策定された「宮崎県情報化推進計画」では、令和3年度を「みやざきデジタル化元年」と位置付け、デジタル・ガバメントの推進により、事務の効率化を図ることとされている。

これらの動きも踏まえ、知事部局では共通事務(会計・旅費・物品管理等)の簡素化、会議開催や調査・照会の基本ルールの見直しに加え、Web会議システムの導入やRPA(\*1)、AI-OCR(\*2)の導入による定型作業の自動化(令和2年度末で20業務の導入実績)など、ICTを活用した業務効率化の取組を積極的に進めているところである。

一方、政府においては、本年9月に「デジタル庁」を新たに設置し、国等の情報システムの統括、管理や地方共通のデジタル基盤の整備等、デジタル社会の形成に関する行政事務の迅速かつ重点的な遂行を推進することとしている。

任命権者においては、今後の国の動きを注視するとともに、固定観念にとらわれることなく、デジタル技術の活用等により、徹底して業務の見直しや効率化に取り組み、全ての職員がその能力を最大限に発揮し、限られた時間で効率良く高い成果を上げることのできる職場環境を整備する必要がある。

(\*1)RPA:Robotic Process Automationの略で、パソコン上で行う入力や編集等の定型的作業をソフトウェアにより自動処理するものをいう。

(\*2)AI-OCR:AI-Optical Character Recognition/Readerの略で、申請書等の紙媒体をスキャナ等で読み取り、AI技術を活用してデジタルデータ化するものをいう。

### (3) 心身の健康づくり

職員が心身ともに健康であることは、自身やその家族が安心して生活を送るために欠かせないものであり、さらに公務において職員が能力を十分に発揮する上で、最も大事な要素である。

このことから、任命権者では、職員の心身の不調を未然に防止するため、メンタルヘルス研修や健康指導等を実施するとともに、一昨年、「健康経営」を実践する「健康県庁」宣言を行い、食生活の改善や運動の習慣化を推進するなど、職員の健康の保持・増進のための取組を進めている。

しかしながら、令和元年度実施の定期健康診断において、知事部局職員の約9割が有所見となっており、生活習慣病に罹患する様々なリスクが散見されるなど、職員の健康状態が懸念されるところである。

さらに、メンタルヘルスに関しては、過去10年間、心の健康の問題が原因で休職する職員の割合が、休職者全体の6割前後で推移する状況が続いている。また、20代から30代の若手職員の休職割合が年々増加傾向にあり、それらの職員への対応は、メンタルヘルスという視点のみならず、組織運営上の大きな課題となりつつある。

このため任命権者においては、今後とも、心身の不調が顕在化していないケースも含め、全ての職員の心身の健康を保持・増進するために、ストレスチェック制度の分析結果の活用、管理監督者の目配り等、心身不調の早期発見を始めとする健康管理を徹底する必要がある。

さらには、傷病休暇を取得した又は休職した職員に対しては、職場への復帰支援や復帰後の再発防止といった各場面において、

関係部署が連携して適時適切な対策等を実施するなど、職員が心身ともに健康に働くことのできる職場づくりに積極的に取り組む必要がある。

#### (4) ハラスメント防止対策

セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等のハラスメントは、職員個人の尊厳を傷つけ能力発揮を妨げるに止まらず、広く周囲へ悪影響を及ぼし、職場全体の生産性や士気の低下にもつながることから、ハラスメントを無くし、安心して働くことのできる勤務環境づくりを進めることは極めて重要である。

このような中、任命権者においては、令和2年度に懲戒処分の基準やハラスメントの防止等に関する要綱を改正し、対策強化を図ったところであるが、当委員会が同年度に受理した職員からの苦情相談のうち、約5割がパワハラ等の人間関係によるものであり、過去10年間を累計した結果でも約4割と高い割合を占めている。

相談内容を見ると、上司や同僚からの思いやりに欠ける心ない発言や態度に起因するケースが多く、ハラスメントであるかどうか以前に、職員同士が互いの話を傾聴し、個々の立場を尊重するなど、職場における信頼関係の構築が何よりも重要である。

任命権者においては、ハラスメントが職員の人権に関わる許されない行為であり、心身や職場環境に支障を及ぼすことを強く認識した上で、職員が悩みや不満を相談しやすい環境を整備するとともに、傾聴力の向上等、管理監督者等が職員からの相談に適切に対応するための研修を充実させるなど、ハラスメントやそれに類する行為が無くなるよう、有効な取組を推進する必要がある。

## 5 定年の引上げ等による高齢層職員の能力及び経験の活用

令和3年6月、地方公務員法の一部を改正する法律が公布され、国家公務員の定年引上げに伴い、地方公務員の定年も令和5年度から段階的に65歳まで引き上げられるとともに、組織全体としての活力の維持や高齢期における多様な職業生活設計の支援などを図るため、「管理監督職勤務上限年齢制」並びに「定年前再任用短時間勤務制」などが導入されることとなった。

本県においても、複雑・高度化する行政課題に的確に対応し、質の高い行政サービスを維持していくためには、高齢層職員の能力及び経験の本格的活用並びに組織活力の維持・向上を図る必要があることから、段階的な定年の引上げが円滑に実施されるとともに、本県の実情を踏まえた制度設計が図られるよう、所要の準備を着実に進めていく必要がある。

また、定年の引上げにより、職員構成の高齢化や在職期間の長期化が進行すると見込まれることから、職員の士気の向上や組織活力を維持していくためには、中長期的な視点に立った計画的な人材育成・能力開発やキャリア形成支援、若手・中堅職員も含めた人事管理の適正化等を図る必要がある。

## 6 会計年度任用職員制度の適正な運用

本県では、平成29年5月に公布された地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律に基づき、昨年度から会計年度任用職員制度が導入されたところであるが、会計年度任用職員が十分に能力を発揮できるよう適正な任用や勤務条件の確保など、適切な制度の運用を図るとともに、人事評価制度を活用した効果的な人材育成を図る必要がある。

## 7 信頼の確保

### (1) 公務員の倫理

県民本位の県政を推進し、的確に行政課題に取り組んでいくためには、職員一人ひとりが改めて全体の奉仕者としての強い自覚を持ち、公務の内外を問わず、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識し、公務員倫理、服務規律の保持に努めることが重要である。

本委員会では、公務員倫理の向上と職員の意識改革の徹底について繰り返し言及しているが、今なお、県民の信頼を損なう不祥事が後を絶たない状況が続いている。

このため、各任命権者においては、不祥事の根絶に向けて、平素から指導を徹底するとともに、再発防止のための研修や啓発を通じて、職員の法令遵守及び服務規律の保持に万全を期し、県民の信頼の確保に努めていく必要がある。

### (2) 危機事象への対応

近年、大型台風や豪雨、地震等の大規模な自然災害が多発し、さらに新型コロナウイルスや鳥インフルエンザ等の感染症が長期にわたり猛威を振るうなど、県民の生命・財産を脅かす様々な危機事象が顕著化してきている。

このような中、県民の信頼に応え、安全安心を確保するため、職員一人ひとりが「常在危機」の意識の下、あらゆる危機事象に対応するとともに、県民にとって必要な情報を適時適切に提供するなど、安定した業務継続に努めているところである。

一方で、職員が長期にわたって危機事象に対応する中で、極度に疲弊するケースも散見され、マンパワーに頼る危機事象対応の在り



方について、職員の負担軽減や意欲維持の観点から、一考すべき点も見られるところである。

任命権者においては、危機事象が頻発する中、業務を安定的に継続していくため、いかにして効率的・効果的にマンパワーを活用していくのか、これまでの対応状況を検証しながら、適時適切に必要な人員体制の整備等の対策を講じていく必要がある。

### Ⅲ 勧告実施の要請

本委員会が人事行政の専門・中立機関として、人事行政に関する事項及び給与、勤務時間その他の勤務条件等について調査・研究した内容は、以上のとおりである。

その結果、本年は、特別給の引下げについて勧告を行うこととした。

職員の給与をはじめとする勤務条件については、県民の理解と納得を得られるよう、社会一般の情勢に適応させることが必要であり、県内民間給与の状況や人事院勧告、国や他の地方公共団体の状況等を総合的に踏まえた勧告内容としたところである。

近年、行政需要が増大・複雑化する中で、効率的で質の高い行政サービスを提供するため、職員は高い士気と責任感を持ちながら日々職務に精励している。今後とも、こうした職員の努力や実績に報いるよう努めるとともに、職員が意欲を持って働くことのできる職場づくりに取り組むことが重要である。

議会及び知事におかれては、人事委員会勧告制度が果たしている役割を理解され、別紙第2の勧告を実施されるよう要請する。

## 勸 告

本委員会は、次の事項を実現するため、職員の給与に関する条例（昭和29年宮崎県条例第40号）、市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和32年宮崎県条例第26号）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年宮崎県条例第1号。以下「任期付職員条例」という。）を改正することを勧告します。

### 1 期末手当の改定内容

期末手当の支給割合を次のとおり改定すること。

#### (1) 令和3年12月期の支給割合

##### ア 特定管理職員及び任期付職員条例第2条第1項に規定する職員 （特定任期付職員）以外の職員

期末手当の支給割合を1.20月分（再任用職員にあっては、0.675月分）とすること。

##### イ 特定管理職員

期末手当の支給割合を1.0月分（再任用職員にあっては、0.575月分）とすること。

##### ウ 任期付職員条例第2条第1項に規定する職員（特定任期付職員）

期末手当の支給割合を1.625月分とすること。

## **(2) 令和4年6月期以降の支給割合**

### **ア 特定管理職員及び任期付職員条例第2条第1項に規定する職員 (特定任期付職員) 以外の職員**

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.25月分（再任用職員にあっては、それぞれ0.70月分）とすること。

### **イ 特定管理職員**

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.05月分（再任用職員にあっては、それぞれ0.60月分）とすること。

### **ウ 任期付職員条例第2条第1項に規定する職員（特定任期付職員）**

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.65月分とすること。

## **2 改定の実施時期**

この改定は、(1)については、令和3年12月1日から、(2)については令和4年4月1日から実施すること。

別添 1

国家公務員の給与等に関する  
人事院の報告及び勧告



## 目 次

1	給与勧告の骨子（令和3年8月10日）-----	34
2	公務員人事管理に関する報告の骨子（令和3年8月10日）-----	36
3	国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出の骨子 （令和3年8月10日）-----	38

## 給 与 勧 告 の 骨 子

### ○ 本年の給与勧告のポイント

～ 月例給は改定なし、ボーナスを引下げ(△0.15月分) ～

#### I 給与勧告制度の基本的考え方

- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務の給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

#### II 民間給与との比較に基づく給与改定等

##### 1 民間給与との比較

約11,800民間事業所の約45万人の個人別給与を調査（完了率82.7%）

<月例給> 公務と民間の4月分の給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を比較

○ 民間給与との較差 △ 19円 (0.00%)

〔行政職俸給表(一)適用職員…現行給与 407,153円、平均年齢 43.0歳〕

<ボーナス> 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間の支給月数を比較

○ 民間の支給割合 4.32月 〔公務の支給月数 4.45月〕

##### 2 給与改定の内容と考え方

<月例給>

民間給与との較差が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定は行わない

<ボーナス>

民間の支給割合との均衡を図るため引下げ 4.45月分→4.30月分

民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映

(一般の職員の場合の支給月数)

		6月期	12月期
令和3年度	期末手当	1.275月 (支給済み)	1.125月 (現行1.275月)
	勤勉手当	0.95月 (支給済み)	0.95月 (改定なし)
4年度以降	期末手当	1.20月	1.20月
	勤勉手当	0.95月	0.95月

〔実施時期〕

法律の公布日



### 3 その他の取組

#### (1) 非常勤職員の給与

本年7月、期末手当・勤勉手当に相当する給与について、非常勤職員の給与に関する指針を改正。早期に改正内容に沿った処遇の改善が行われるよう、各府省を指導

#### (2) 育児休業制度の改正に併せた期末手当・勤勉手当の取扱い

意見の申出に併せ、期末手当・勤勉手当の在職期間等の算定に当たり、子の出生後8週間以内における育児休業の期間と、それ以外の育児休業の期間は合算しないよう措置

#### (3) テレワーク（在宅勤務）に関する給与面での対応

公務におけるテレワークの実態や経費負担の状況の把握、既に在宅勤務手当を導入した企業に対するヒアリングの実施などを通じ、引き続き研究

### 4 今後の給与制度見直しに向けた検討

定年の段階的引上げに係る改正法の成立を受け、能力・実績を的確に反映させつつ60歳前後の給与水準が連続的なものとなるよう、人事評価制度の改正を踏まえた昇格、昇給等の基準の整備を始めとして、順次取組

## 公務員人事管理に関する報告の骨子

令和3年給与勧告に併せて、公務員人事管理に関する報告を行った。同報告では、以下の1から4までの四つの課題を認識し、対応策を示した。その概要は以下のとおりである。

### 1 人材の確保及び育成

#### 【課題】

公務志望者が減少し若年層職員の離職も増加する中で、優秀な人材の確保は喫緊の課題であり、新規学卒者の確保・育成に加え、官民の垣根を越えて時代環境に適応できる能力を有する人材の誘致が不可欠。また、公務職場全体の魅力を高め、個々の職員が能力・経験を十全に発揮し、意欲を持って働ける環境を実現するためには、幹部職員等の組織マネジメントが極めて重要

#### 【対応】

#### (1) 志望者の拡大

採用試験の申込者数の減少が続く状況を打開し増加させていくため、就職先としての公務に対する学生の認識等を把握。技術系の人材確保に向けた活動、オンラインによる情報発信等を強化

#### (2) デジタル人材の確保

令和4年度から総合職試験に「デジタル」区分を新設し、積極的に周知

#### (3) 民間との人材の交流促進

公務と民間との間の人材の流動性を高めることが重要であり、経験者採用試験の周知活動、任期付職員の各府省限りで採用できる範囲の拡大等により、各府省が必要な様々な専門分野の民間人材を確保できるよう支援

#### (4) 女性の採用及び登用の促進

政府の取組と連携しつつ、公務志望者拡大に向けた広報活動や女性の活躍支援のための研修の充実、勤務環境の整備等により、各府省の目標達成に向けた取組を支援

#### (5) 研修を通じた人材育成

マネジメント能力のかん養を図るための研修の充実。幹部職員対象の研修の抜本的改定。オンライン方式も活用

### 2 妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援

#### 【課題】

少子化社会対策大綱では、男性の家事・育児参画の促進や不妊治療への支援を含め、個々人の結婚や出産、子育ての希望の実現を阻む隘路の打破に強力に取り組むこととされ、公務においても、職員の妊娠、出産、育児等と仕事の両立を支援することが一層重要

#### 【対応】

育児休業の取得回数制限を緩和する育児休業法改正について意見の申出。常勤職員・非常勤職員ともに不妊治療のための休暇（有給・原則年5日、頻繁な通院を要する場合は5日加算）を新設。非常勤職員の配偶者出産休暇・育児参加休暇（いずれも有給）を新設、産前・産後休暇を有給化等

### 3 良好な勤務環境の整備

#### 【課題】

職員が能力を十分に発揮し、組織としてパフォーマンスを上げるため、長時間労働を是正するとともに、テレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務環境を整備することが重要

#### 【対応】

##### (1) 長時間労働の是正

特例業務や他律部署の範囲、医師による面接指導等の徹底、業務見直し等を通じた超過勤務縮減、手当の適正な支給について指導し、各府省の組織全体の取組も促進。客観的な記録に基づく超過勤務時間の管理を今後原則化

業務量に応じた要員の確保の必要性を指摘。喫緊の課題である国会対応業務の改善へ国会等の理解と協力を切願

##### (2) テレワーク等の柔軟な働き方への対応

テレワークの推進は業務プロセスの変革やデジタルトランスフォーメーションの推進を通じた行動変容の観点から重要であり、テレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務時間制度等の在り方や勤務間インターバルの確保の方策等について、有識者による研究会を設けて検討

##### (3) ハラスメントの防止

各府省における防止対策の実施状況の把握・指導、ハラスメント相談員セミナーの開催等により、各府省における防止対策を支援

##### (4) 心の健康づくりの推進等

オンラインでの心の悩み相談の導入、ストレスチェックを活用した職場環境改善の円滑な実施に向けた支援等により、心の健康づくりを推進

### 4 定年の引上げ及び能力・実績に基づく人事管理の推進

#### 【課題】

定年の引上げにより職員構成の高齢化や在職期間の長期化が一層進む中で、職員の士気を高め、組織活力を維持するためには、人事評価により職員の能力・実績を的確に把握した上で、その結果を任用、給与等に適切に反映するとともに、人材育成の観点からも活用することが重要

#### 【対応】

- ・ 定年の引上げが円滑に行われるよう、人事院規則で定める事項等について検討・調整を行うなど、必要な準備を推進
- ・ 評語細分化等の人事評価制度の改正を踏まえ、昇任・昇格、昇給等の基準の改正に向け検討
- ・ 管理職員にはオンラインも活用した面談の確実な実施が求められる中、評価者向けの研修の充実等を図ることにより、各府省の人事評価を活用した人材育成を一層支援

# 国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出の骨子

男性職員による育児の促進や女性職員の活躍促進を更に進めるための方策の一つとして、育児休業の取得回数制限を緩和する育児休業法改正について、国家公務員法第23条の規定に基づき、国会及び内閣に対して意見の申出。あわせて、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のため、人事院規則の改正等により、休暇の新設、休業等の取得要件緩和等を措置

## 1 育児休業の取得回数制限の緩和

育児休業を原則2回まで（現行：原則1回まで）取得可能とする

この原則2回までとは別に、子の出生後8週間以内に育児休業を2回まで（現行：1回まで）取得可能とする

## 2 妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のために一体的に講じる休暇・休業等に関する措置

### (1) 民間育児・介護休業法の改正内容を踏まえた措置

ア 子の出生後8週間以内の育児休業について請求期限を2週間前まで（現行：1月前まで）に短縮

イ アのほか、非常勤職員について次の措置

- ① 育児休業・介護休暇の取得要件のうち、1年以上の在職期間の要件を廃止
- ② 子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件を緩和
- ③ 子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化

ウ 各省各庁の長等に対して次の措置等を義務付け

- ① 本人・配偶者の妊娠・出産等を申し出た職員に対する育児休業制度等の周知及び育児休業の取得意向の確認のための措置
- ② 育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置
- ③ 育児休業の取得状況の報告（人事院により公表）

### (2) (1)のほか、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のための措置

ア 不妊治療のための休暇（原則年5日、頻繁な通院を要する場合は5日加算）を新設（有給）

イ 育児参加のための休暇の対象期間を子が1歳に達する日まで（現行：産後8週間を経過する日まで）に拡大

ウ ア及びイのほか、非常勤職員について次の措置

- ① 育児時間・介護時間の取得要件のうち、1年以上の在職期間の要件を廃止  
子の看護休暇・短期介護休暇の取得要件のうち、6月以上の継続勤務の要件を緩和
- ② 配偶者出産休暇・育児参加のための休暇の新設（有給）
- ③ 産前休暇・産後休暇の有給化

エ 期末手当・勤勉手当における在職期間等の算定に当たっては、子の出生後8週間以内における育児休業の期間と、それ以外の育児休業の期間は合算しないこととする

## 3 実施時期

- ・ 育児休業の取得回数制限の緩和及びこれを踏まえた措置（1、2(1)ア、イ②・③、(2)イ、エ）：民間育児・介護休業法の改正事項のうち育児休業の分割取得等に係る施行日に遅れず実施
- ・ 休暇の新設・有給化（2(2)ア、ウ②・③）：令和4年1月1日
- ・ 非常勤職員の休暇・休業等の取得要件緩和、各省各庁の長等に対する措置等の義務付け（2(1)イ①、ウ、(2)ウ①）：令和4年4月1日

別添 2

# 参 考 資 料



# 目 次

1	職員給与関係資料	
	令和3年県職員給与等実態調査の概要	42
	第1表 職員の給料表別職員数、平均年齢及び平均給与月額の推移	43
	第2表 職員の給料表別、性別及び学歴別人員構成比	44
	第3表 職員の給料表別給与支給状況	45
	第4表 職員の給料表別諸手当支給状況	46
	第5表 職員の職務の級別、号給別人員	62
	第6表 職員の給料表別、年齢別人員	78
	第7表 再任用職員の給料表別、年齢別人員	80
	(参考) 職員の年齢構成及び平均給与月額・平均年齢の推移	81
2	民間給与関係資料	
	令和3年職種別民間給与実態調査の概要	83
	第8表 産業別、企業規模別調査事業所数	84
	第9表 職種別、学歴別、企業規模別初任給	85
	第10表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等	86
	第11表 民間における初任給の改定状況	95
	第12表 民間における家族手当の支給状況	95
	第13表 民間における在宅勤務手当の支給状況	96
	第14表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	96
	第15表 民間における定年制の状況	96
	第16表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況	97
	第17表 民間における公共交通機関使用者に係る通勤手当の支給状況	97
	第18表 民間における交通用具使用者に係る通勤手当の支給状況	97
	第19表 民間における高速料金に係る通勤手当の支給状況	97
3	生計費及び労働経済関係資料	
	令和3年4月の標準生計費算定方法	98
	第20表 宮崎市における費目別、世帯人員別標準生計費(令和3年4月)	99
	第21表 労働経済指標	100

# 1 職員給与関係資料

## 令和3年県職員給与等実態調査の概要

### 1 調査の目的

この調査は、職員の給与等の実態を把握し、給与行政の基礎資料を得るために実施したものである。

### 2 調査の時期及び対象職員

職員の給与に関する条例（昭和29年宮崎県条例第40号）、市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和32年宮崎県条例第26号）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年宮崎県条例第1号）の適用を受ける職員（退職者、育児休業の承認を受けた職員、再任用職員及び臨時的任用職員等を除く。）で令和3年4月1日に在職する者

### 3 調査の内容

令和3年4月分の給与、年齢、学歴等について調査した。



第1表 職員の給料表別職員数、  
平均年齢及び平均給与月額の推移

給料表の区分	職員数				平均年齢		平均給与月額			
	令2. 4.1 現在	令3. 4.1 現在	構成比	増加率	令2. 4.1 現在	令3. 4.1 現在	令2. 4.1 現在	令3. 4.1 現在	増加率	
	人	人	%	%	歳	歳	円	円	%	
全職員	14,807	14,726	100.0	-0.5	43.0	42.8	377,688	375,628	-0.5	
うち行政職員	4,199	4,186	28.4	-0.3	42.2	41.9	347,110	344,462	-0.8	
県 関 係 職 員	計	9,025	9,006	61.2	-0.2	41.8	41.7	365,212	364,324	-0.2
	行政職	3,921	3,922	26.6	0.0	42.2	41.9	348,859	346,257	-0.7
	公安職	1,974	1,984	13.5	0.5	37.3	37.3	339,445	339,101	-0.1
	教育職	2,554	2,529	17.2	-1.0	44.8	44.9	406,349	407,038	0.2
	研究職	171	170	1.2	-0.6	41.3	41.8	355,766	357,358	0.4
	医療職(一)	34	37	0.3	8.8	38.3	37.8	867,969	866,656	-0.2
	医療職(二)	239	234	1.6	-2.1	41.0	41.8	360,829	363,397	0.7
	医療職(三)	132	130	0.9	-1.5	40.1	40.1	331,011	331,188	0.1
市 町 村 立 学 校 職 員	計	5,782	5,720	38.8	-1.1	44.8	44.4	397,161	393,425	-0.9
	教育職	5,504	5,455	37.0	-0.9	45.0	44.6	400,935	397,100	-1.0
	学校栄養職	-	1	-	-	-	x	-	x	-
	事務職	278	264	1.8	-5.0	41.7	41.4	322,443	317,796	-1.4

(注) 1 給与月額は、給料（給料の調整額、教職調整額及び切替えに伴う差額を含む。）、扶養手当、地域手当、管理職手当及び住居手当等の合計額である。

2 各欄の構成比の計は、四捨五入の関係で必ずしも100%にならない。

3 「x」は、調査実人員が1人の場合である。（以下第1表～第5表において同じ。）

第2表 職員の給料表別、性別  
及び学歴別人員構成比

給料表の区分		性別人員構成比		学歴別人員構成比			
		男	女	大学卒 ①	短大卒 ②	高校卒 ③	中学卒 ④
全職員		% 61.7	% 38.3	% 80.4	% 5.9	% 13.1	% 0.6
うち行政職員		73.1	26.9	70.8	2.3	25.2	1.8
県 関 係 職 員	計	72.4	27.6	76.1	3.1	20.0	0.8
	行政職	74.4	25.6	72.8	2.0	23.6	1.6
	公安職	91.5	8.5	58.3	1.5	40.2	-
	教育職	58.5	41.5	92.4	4.2	2.9	0.5
	研究職	79.4	20.6	96.5	2.9	0.6	-
	医療職(一)	78.4	21.6	100.0	-	-	-
	医療職(二)	54.3	45.7	92.7	7.3	-	-
	医療職(三)	9.2	90.8	70.0	30.0	-	-
市 町 村 立 学 校 職 員	計	45.0	55.0	87.2	10.4	2.2	0.2
	教育職	44.6	55.4	89.4	10.6	-	-
	学校栄養職	x	x	x	x	x	x
	事務職	53.8	46.2	40.5	7.2	48.5	3.8

### 第3表 職員の給料表別給与支給状況

給料表の区分	給 与 支 給 状 況										
	給料の月額 ①	うち給料の 調整額	うち教職 調整額	うち切替え に伴う差額	扶養手当 ②	地域手当 ③	管理職手当 ④	住居手当 ⑤	その他 ⑥	計 ⑦	
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
全職員	348,931	1,287	6,862	2	10,055	461	5,340	7,555	3,285	375,628	
うち行政職員	318,233	231	-	-	10,395	891	6,233	7,487	1,222	344,462	
県 関 係 職 員	計	337,006	1,499	3,865	3	11,451	755	4,556	7,400	3,157	364,324
	行政職	319,350	246	-	-	10,591	951	6,653	7,517	1,195	346,257
	公安職	312,580	-	-	-	14,332	177	2,244	6,618	3,149	339,101
	教育職	383,854	3,370	13,763	1	11,133	-	3,158	7,811	1,082	407,038
	研究職	334,918	-	-	-	12,441	-	1,774	7,881	343	357,358
	医療職(一)	423,122	2,351	-	-	9,095	73,329	26,092	4,757	330,262	866,656
	医療職(二)	332,341	13,309	-	-	8,241	-	4,720	7,613	10,481	363,397
医療職(三)	317,680	6,254	-	156	4,769	-	985	7,522	231	331,188	
市 町 村 立 学 校 職 員	計	367,706	953	11,581	-	7,858	-	6,576	7,800	3,486	393,425
	教育職	370,913	1,000	12,144	-	7,878	-	6,895	7,838	3,577	397,100
	学校栄養職	x	-	-	-	x	-	-	x	-	x
	事務職	301,649	-	-	-	7,483	-	-	7,045	1,619	317,796

(注) その他は初任給調整手当、特地勤務手当、へき地手当及び単身赴任手当(基礎額)の合計額である。

(注) 各欄の計(①+②+③+④+⑤+⑥)は四捨五入の関係で必ずしも⑦とは一致しない。

## 第4表 職員の給料表別諸手当支給状況

### その1 給料の調整額、教職調整額、管理職手当

給料表の区分	職員数	給料の調整額					教職調整額		
		受給者数				受給者1人 当たり額	受給者数	受給者1人 当たり額	
		計	調整数1	調整数2	調整数3				
全職員	人 14,726	人 1,515	人 1,350	人 60	人 105	円 12,511	人 7,182	円 14,070	
うち行政職員	4,186	71	53	6	12	13,590	-	-	
県 関 係 職 員	計	9,006	1,019	854	60	105	13,250	2,405	14,472
	行政職	3,922	71	53	6	12	13,590	-	-
	公安職	1,984	-	-	-	-	-	-	-
	教育職	2,529	779	779	-	-	10,940	2,405	14,472
	研究職	170	-	-	-	-	-	-	-
	医療職(一)	37	3	-	3	-	29,000	-	-
	医療職(二)	234	125	21	11	93	24,915	-	-
	医療職(三)	130	41	1	40	-	19,829	-	-
市 町 村 立 学 校 職 員	計	5,720	496	496	-	-	10,993	4,777	13,867
	教育職	5,455	496	496	-	-	10,993	4,777	13,867
	学校栄養職	1	-	-	-	-	-	-	-
	事務職	264	-	-	-	-	-	-	-

管 理 職 手 当											
受 給 者 数										受給者1人 当たり額	
計	一 種		二 種		三 種		四 種		五 種		
	一	二	一	二	一	二	一	二	一		
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	円
1,252	16	4	30	43	165	166	424	152	252	62,814	
360	16	4	24	36	100	129	17	-	34	72,479	
574	16	4	30	43	143	166	98	38	36	71,481	
360	16	4	24	36	100	129	17	-	34	72,479	
56	-	-	5	6	32	13	-	-	-	79,504	
124	-	-	-	-	11	-	73	38	2	64,404	
6	-	-	-	-	-	-	6	-	-	50,267	
11	-	-	1	1	-	8	1	-	-	87,764	
15	-	-	-	-	-	15	-	-	-	73,633	
2	-	-	-	-	-	1	1	-	-	64,050	
678	-	-	-	-	22	-	326	114	216	55,476	
678	-	-	-	-	22	-	326	114	216	55,476	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

その2 初任給調整手当、扶養手当、地域手当

給料表の区分	初任給調整手当			扶 養				
	受 給 者 数		受給者1人 当たり額	受給者数	うち下記の扶養親族を有する者			
	計	医師			配偶者	子		
			計	特定期間の子				
人	人	円	人	人	人	人		
全 職 員	130	35	112,325	6,869	3,288	5,731	2,608	
うち行政職員	-	-	-	2,067	1,059	1,687	823	
県 関 係 職 員	計	130	35	112,325	4,704	2,491	3,940	1,667
	行政職	-	-	-	1,973	1,012	1,618	782
	公安職	-	-	-	1,233	834	1,044	278
	教育職	-	-	-	1,254	538	1,078	524
	研究職	1	-	20,000	99	56	82	38
	医療職(一)	35	35	349,134	16	11	13	3
	医療職(二)	94	-	25,133	96	33	76	31
	医療職(三)	-	-	-	33	7	29	11
市 町 村 立 学 校 職 員	計	-	-	-	2,165	797	1,791	941
	教育職	-	-	-	2,071	750	1,722	900
	学校栄養職	-	-	-	x	x	x	x
	事務職	-	-	-	94	47	69	41

(注) 特定期間の子とは、「満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子」をいう。

手 当			地 域 手 当							
配偶者・子以外の扶養親族	受給者1人 当たり額	平 均 扶 養 親 族 数	受 給 者 数							受給者1人 当たり額
			計	甲 地					医 (一)	
				(6%)	(10%)	(16%)	(20%)	(その他)		
人	円	人	人	人	人	人	人	人	人	円
222	21,557	2.1	110	2	10	13	43	5	37	61,778
74	21,051	2.0	65	-	8	13	40	4	-	57,393
123	21,923	2.1	110	2	10	13	43	5	37	61,778
65	21,053	2.0	65	-	8	13	40	4	-	57,393
8	23,062	2.4	8	2	2	-	3	1	-	43,975
39	22,452	2.1	-	-	-	-	-	-	-	-
4	21,364	2.1	-	-	-	-	-	-	-	-
-	21,031	2.3	37	-	-	-	-	-	37	73,329
4	20,089	1.9	-	-	-	-	-	-	-	-
3	18,788	1.7	-	-	-	-	-	-	-	-
99	20,761	1.9	-	-	-	-	-	-	-	-
90	20,750	1.9	-	-	-	-	-	-	-	-
x	x	x	-	-	-	-	-	-	-	-
9	21,016	2.0	-	-	-	-	-	-	-	-

その3 住居手当、通勤手当

給料表の区分	住 居 手 当							
	借 家 ・ 借 間 等				留 守 家 族			
	受 給 者 数 ( 手 当 額 別 )				受給者1人 当たり額	受給者数	受給者1人 当たり額	
	計	11,000円 以 下	11,100円以上 28,000円未満	28,000円				
	人	人	人	人	円	人	円	
全職員	4,738	86	3,798	854	23,377	39	12,672	
うち行政職員	1,303	7	1,022	274	23,972	8	13,388	
県 関 係 職 員	計	2,732	11	2,134	587	24,270	26	12,835
	行政職	1,219	4	957	258	24,098	8	13,388
	公安職	534	1	426	107	24,271	13	13,038
	教育職	804	6	627	171	24,497	5	11,420
	研究職	54	-	37	17	24,811	-	-
	医療職(一)	7	-	4	3	25,143	-	-
	医療職(二)	74	-	53	21	24,073	-	-
	医療職(三)	40	-	30	10	24,448	-	-
市 町 村 立 学 校 職 員	計	2,006	75	1,664	267	22,161	13	12,346
	教育職	1,922	72	1,599	251	22,162	13	12,346
	学校栄養職	x	x	x	x	x	x	x
	事務職	84	3	65	16	22,143	-	-



通 勤 手 当						
受給者数 合計	交 通 機 関 利 用 者 受 給 者 数 ( 運 賃 等 負 担 額 別 )					
	計	5,000円 未 満	5,000円 以 上	10,000円 以 上	15,000円 以 上	20,000円 以 上
人	人	人	人	人	人	人
12,020	627	4	199	206	38	66
	229	-	9	14	8	26
3,156	505	3	166	172	29	50
	160	-	7	11	2	17
6,985	610	3	198	203	36	62
	209	-	9	14	3	24
2,915	504	3	166	172	28	50
	158	-	7	11	1	17
1,322	58	-	22	20	4	6
	10	-	1	-	2	4
2,251	26	-	4	7	3	3
	30	-	1	1	-	3
164	4	-	1	1	-	1
	-	-	-	-	-	-
17	1	-	-	-	-	-
	1	-	-	-	-	-
210	9	-	4	-	1	2
	8	-	-	2	-	-
106	8	-	1	3	-	-
	2	-	-	-	-	-
5,035	17	1	1	3	2	4
	20	-	-	-	5	2
4,793	16	1	1	3	1	4
	18	-	-	-	4	2
x	x	x	x	x	x	x
	x	x	x	x	x	x
241	1	-	-	-	1	-
	2	-	-	-	1	-

(注) 交通機関利用者のうち、上段は、交通機関のみを利用する職員の内訳  
下段は、交通機関を併用する職員の内訳

## その4 通勤手当 (つづき)

給料表の区分	通 勤 手 当							受給者1人 当たり額
	交 通 機 関 利 用 者 ( つ づ き )							
	受 給 者 数 ( 運 賃 等 負 担 額 別 )							
	25,000円 以 上	30,000円 以 上	35,000円 以 上	40,000円 以 上	45,000円 以 上	50,000円 以 上		
全 職 員	人	人	人	人	人	人	円	
	60	27	19	5	-	3	15,677	
うち行政職	24	11	3	3	-	131	46,186	
	45	21	14	3	-	2	15,248	
計	13	7	1	3	-	99	48,087	
	56	26	19	4	-	3	15,529	
行 政 職	19	8	2	3	-	127	47,490	
	45	21	14	3	-	2	15,242	
公 安 職	13	6	1	3	-	99	48,381	
	2	2	2	-	-	-	14,078	
教 育 職	2	-	-	-	-	1	24,858	
	2	2	3	1	-	1	21,491	
研 究 職	4	2	-	-	-	19	48,174	
	1	-	-	-	-	-	18,330	
医 療 職 (一)	-	-	-	-	-	-	29,851	
	1	-	-	-	-	-	37,510	
医 療 職 (二)	-	-	1	-	-	-	16,903	
	1	1	-	-	-	-	53,010	
医 療 職 (三)	-	-	-	-	-	6	19,987	
	4	-	-	-	-	-	62,940	
計	-	-	-	-	-	2	21,012	
	4	1	-	1	-	-	32,559	
教 育 職	5	3	1	-	-	4	21,168	
	4	1	-	1	-	-	33,413	
学 校 栄 養 職	5	2	1	-	-	4	x	
	x	x	x	x	x	x	x	
事 務 職	x	x	x	x	x	x	x	
	-	-	-	-	-	-	18,526	
計	-	1	-	-	-	-	24,866	
	-	-	-	-	-	-	-	

(注) 交通機関利用者のうち、上段は、交通機関のみを利用する職員の内訳  
下段は、交通機関を併用する職員の内訳

( つ づ き )

自転車使用者					自動車等使用者				
受給者数 (使用距離別)				受給者1人 当たり額	受給者数 (使用距離別)				
計	5 km 未 満	5 km 以 上	10 km 以 上		計	5 km 未 満	5 km 以 上	10 km 以 上	15 km 以 上
人	人	人	人	円	人	人	人	人	人
728	666	59	3	2,203	10,436	2,586	2,749	1,442	894
538	497	39	2	2,184	1,953	422	407	254	149
721	660	58	3	2,202	5,445	1,421	1,226	665	385
537	496	39	2	2,184	1,716	372	353	216	121
151	135	15	1	2,252	1,103	490	315	83	65
8	7	1	-	2,275	2,187	497	502	275	147
15	12	3	-	2,440	145	10	22	41	28
3	3	-	-	2,000	12	1	5	2	-
5	5	-	-	2,000	188	33	15	30	21
2	2	-	-	2,000	94	18	14	18	3
7	6	1	-	2,314	4,991	1,165	1,523	777	509
6	5	1	-	2,367	4,753	1,115	1,469	738	481
x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
1	1	-	-	2,000	237	50	54	38	28

その5 通勤手当（つづき）

給料表の区分		通 勤 手 当								
		自 動 車 等 使 用 者 ( つ づ き )								
		受 給 者 数 ( 使 用 距 離 別 )								
		20 km 以 上	25 km 以 上	30 km 以 上	35 km 以 上	40 km 以 上	45 km 以 上	50 km 以 上	55 km 以 上	60 km 以 上
全 職 員		人 521	人 390	人 284	人 261	人 286	人 481	人 272	人 94	人 176
うち行政職員		81	94	62	56	93	159	95	24	57
県 関 係 職 員	計	224	209	148	142	206	379	235	70	135
	行 政 職	68	84	53	45	85	153	91	22	53
	公 安 職	25	20	19	11	14	34	20	3	4
	教 育 職	110	87	63	74	95	148	98	30	61
	研 究 職	2	8	4	6	2	7	6	5	4
	医 療 職 (一)	-	-	1	-	1	1	1	-	-
	医 療 職 (二)	13	4	3	2	7	27	15	7	11
	医 療 職 (三)	6	6	5	4	2	9	4	3	2
市 町 村 立 学 校 職 員	計	297	181	136	119	80	102	37	24	41
	教 育 職	284	171	127	108	72	96	33	22	37
	学 校 栄 養 職	x	x	x	x	x	x	x	x	x
	事 務 職	13	10	9	11	8	6	4	2	4

( つ づ き )

受給者1人 当たり額	交通機関との併用者			交通機関 (併用分除き) のみ 受給者1人 当たり額	通勤手当の 受給者1人 当たり額	特別加算	
	受給者数		受給者1人 当たり額			特急	高速
	自転車	自動車等					
円	人	人	円	円	円	人	人
10,003	123	106	48,855	26,058	10,724	200	70
12,691	103	57	50,534	25,144	13,648	148	24
11,437	118	91	49,987	25,969	12,263	195	56
13,037	102	56	50,814	25,155	13,922	148	23
6,632	1	9	26,928	17,783	6,721	6	-
12,039	10	20	50,927	39,390	12,722	26	27
12,463	-	-	-	18,330	11,689	-	-
11,767	1	-	39,510	48,099	14,435	1	-
16,121	4	4	56,447	38,757	17,748	9	4
13,625	-	2	65,240	37,228	15,676	5	2
8,437	5	15	37,019	28,033	8,591	5	14
8,350	4	14	37,980	28,499	8,503	5	13
x	x	x	x	x	x	x	x
10,185	1	1	28,366	22,752	10,336	-	1

その6 単身赴任手当、特殊勤務手当

給料表の区分		単身赴任							
		受給者							
		計	単身赴任 手当基礎 額受給者	加算額併給者(職員と配偶者)					
100km 以上	300km 以上			500km 以上	700km 以上	900km 以上	1,100km 以上		
全職員	人	人	人	人	人	人	人	人	
	613	451	131	6	-	-	3	-	
うち行政職員	111	44	38	5	-	-	3	-	
県 関 係 職 員	計	351	256	64	6	-	-	3	-
	行政職	110	43	38	5	-	-	3	-
	公安職	192	176	14	1	-	-	-	-
	教育職	44	33	11	-	-	-	-	-
	研究職	1	-	1	-	-	-	-	-
	医療職(一)	-	-	-	-	-	-	-	-
	医療職(二)	3	3	-	-	-	-	-	-
	医療職(三)	1	1	-	-	-	-	-	-
市 町 村 立 学 校 職 員	計	262	195	67	-	-	-	-	-
	教育職	261	194	67	-	-	-	-	-
	学校栄養職	-	-	-	-	-	-	-	-
	事務職	1	1	-	-	-	-	-	-

手 当					特殊勤務手当	
数				受給者1人 当たり額	受 給 者 数	
等の住居間の距離別)					計	受給者1人 当たり額
1,300km 以上	1,500km 以上	2,000km 以上	2,500km 以上	円		
人 21	人 1	人 -	人 -	33,938	4,838	10,393
21	-	-	-	44,378	213	7,543
21	1	-	-	35,350	2,859	11,407
21	-	-	-	44,509	212	7,576
-	1	-	-	30,969	1,507	11,255
-	-	-	-	32,000	972	12,484
-	-	-	-	38,000	24	4,348
-	-	-	-	-	4	10,110
-	-	-	-	30,000	71	12,805
-	-	-	-	30,000	69	12,407
-	-	-	-	32,046	1,979	8,930
-	-	-	-	32,054	1,978	8,934
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	30,000	1	600

(注) 特殊勤務手当は、令和3年3月勤務実績に対する4月支給分の額である。

その7 特地勤務・へき地手当、定時制通信教育手当、産業教育手当

給料表の区分	特 地 勤 務 ・ へ き 地 手 当								
	受 給 者 数 ( 級 地 別 )								
	計	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	準公署	
全 職 員	人 428 ( 330)	人 55 ( 27)	人 198 ( 150)	人 137 ( 116)	人 21 ( 20)	人 6 ( 6)	人 - ( -)	人 11 ( 11)	
うち行政職員	54 ( 41)	2 ( 1)	30 ( 20)	18 ( 16)	- ( -)	- ( -)	- ( -)	4 ( 4)	
県 関 係 職 員	計	86 ( 71)	1 ( 1)	61 ( 46)	15 ( 15)	- ( -)	- ( -)	- ( -)	9 ( 9)
	行 政 職	36 ( 31)	- ( -)	21 ( 16)	11 ( 11)	- ( -)	- ( -)	- ( -)	4 ( 4)
	公 安 職	14 ( 14)	1 ( 1)	5 ( 5)	4 ( 4)	- ( -)	- ( -)	- ( -)	4 ( 4)
	教 育 職	35 ( 25)	- ( -)	35 ( 25)	- ( -)	- ( -)	- ( -)	- ( -)	- ( -)
	研 究 職	1 ( 1)	- ( -)	- ( -)	- ( -)	- ( -)	- ( -)	- ( -)	1 ( 1)
	医療職(一)	- ( -)	- ( -)	- ( -)	- ( -)	- ( -)	- ( -)	- ( -)	- ( -)
	医療職(二)	- ( -)	- ( -)	- ( -)	- ( -)	- ( -)	- ( -)	- ( -)	- ( -)
	医療職(三)	- ( -)	- ( -)	- ( -)	- ( -)	- ( -)	- ( -)	- ( -)	- ( -)
市 町 村 立 学 校 職 員	計	342 ( 259)	54 ( 26)	137 ( 104)	122 ( 101)	21 ( 20)	6 ( 6)	- ( -)	2 ( 2)
	教 育 職	324 ( 249)	52 ( 25)	128 ( 100)	115 ( 96)	21 ( 20)	6 ( 6)	- ( -)	2 ( 2)
	学校栄養職	- ( -)	- ( -)	- ( -)	- ( -)	- ( -)	- ( -)	- ( -)	- ( -)
	事 務 職	18 ( 10)	2 ( 1)	9 ( 4)	7 ( 5)	- ( -)	- ( -)	- ( -)	- ( -)

(注) 1 へき地手当は、「へき地学校に準ずる学校」を1級地、「1級地」を2級地とし、以下順次繰上げた級地の欄に記載した。  
2 ( )内は、「特地勤務手当に準ずる及びへき地手当に準ずる手当」を内書で示した。



受給者1人 当たり額	定時制通信教育手当					受給者1人 当たり額	産業教育手当			受給者1人 当たり額
	受給者数						受給者数			
	計	2%	3%	4%	6%		計	3%	5%	
円	人	人	人	人	人	円	人	人	人	円
35,930	109	3	40	9	57	18,682	311	6	305	18,229
33,050	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
38,380	109	3	40	9	57	18,682	311	6	305	18,229
38,539	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
34,878	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
40,473	109	3	40	9	57	18,682	311	6	305	18,229
8,392	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
35,314	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
36,050	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
22,072	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

その8 農林漁業普及指導手当、宿日直手当、義務教育等教員特別手当

給料表の区分	農林漁業普及指導手当				宿 日			
	受 給 者 数			受給者1人 当たり額	受 給			
	計	3%	6%		計	4,400 円	5,300 円	
全 職 員	人 154	人 8	人 146	円 20,180	人 1,325	人 91	人 17	
うち行政職員	154	8	146	20,180	269	51	13	
県 関 係 職 員	計	154	8	146	20,180	1,320	91	17
	行 政 職	154	8	146	20,180	269	51	13
	公 安 職	-	-	-	-	900	39	-
	教 育 職	-	-	-	-	136	-	4
	研 究 職	-	-	-	-	12	1	-
	医療職(一)	-	-	-	-	3	-	-
	医療職(二)	-	-	-	-	-	-	-
	医療職(三)	-	-	-	-	-	-	-
市 町 村 立 学 校 職 員	計	-	-	-	-	5	-	-
	教 育 職	-	-	-	-	5	-	-
	学校栄養職	-	-	-	-	-	-	-
	事 務 職	-	-	-	-	-	-	-

(注) 宿日直手当は、令和3年3月勤務実績に対する4月支給分の額である。

直 手 当			義務教育等教員特別手当					
者 数			受給者1人 当たり額	受 給 者 数				受給者1人 当たり額
6,100 円	7,400 円	21,000 円		計	100%	75%	50%	
人	人	人	円	人	人	人	人	円
140	1,074	3	29,560	7,984	7,591	211	182	5,690
3	202	-	20,402	-	-	-	-	-
135	1,074	3	29,639	2,529	2,136	211	182	5,466
3	202	-	20,402	-	-	-	-	-
-	861	-	34,221	-	-	-	-	-
132	-	-	16,313	2,529	2,136	211	182	5,466
-	11	-	7,767	-	-	-	-	-
-	-	3	175,000	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
5	-	-	8,540	5,455	5,455	-	-	5,793
5	-	-	8,540	5,455	5,455	-	-	5,793
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-

第5表 職員の職務の級別、号給別人員

号 給	行 政 職								
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1									1
2									
3									
4									
5	9	89				1			
6		1	2						
7		11							
8		5	8						
9	11	68	4						1
10			11						
11		15	6						2
12		1	67			1			1
13	22	33	7			1			1
14			18						1
15		59	4						3
16		3	54						
17	23	26	3						
18	1	3	15	1					
19		55	5						
20	1		45						
21	20	28	4	1			1		
22		3	13	1					
23	1	57	6					6	
24	1		49					1	
25	93	6	5	1				3	
26	2	1	15	15				6	
27	7	8	5	5				1	
28		2	25	1					
29	81	4	6	3					
30			25	13				3	
31	9	3	5	1				1	
32	2		27	2			2		
33	81	5	3	4		1	9		
34	1		35	22			12	1	
35	13	5	11	8			9		
36	4		16	16			10		
37	9	2	4	7		1	7		
38		1	24	23			4		
39	1	2	10	10			2		
40			8	18			3		
41	3		12	13					
42			24	27			1		
43	1	1	3	12					
44			11	26					
45	5		6	7	1			1	
46			14	10					
47		1	7	17					
48			1	18					
49	2		1	20					
50			8	13					
51			1	20					
52			3	17		1			
53	5		6	18		14			
54			5	13	1	12			
55			4	29		18			
56			7	11		44			
57	2		6	12	2	26			
58			5	36	3	20			
59			2	12		20			
60			3	15	1	14			
61	3		5	10	1	14	1		
62			2	17		11			
63			1	18	5	4			
64			1	10	1	4			
65	1		2	16	3	7			
66			3	31		4			
67			1	33	1	1			
68				15	8	3			
69	2			12	4	2			
70			1	14	3	2			
71				27					
72			2	19	5				
73				17	4				
74			3	14	14				
75	1		1	15	18				

(注) 各給料表の構成比の計は、四捨五入の関係で必ずしも100%にはならない。

号 給	行 政 職								
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
76			2	22	8				
77	1			19	13				
78			2	16	23				
79			1	13	19				
80			6	23	24				
81			1	19	20				
82			1	19	24				
83			2	14	36				
84			4	11	34				
85			2	11	12	4			
86			3	23	14				
87			2	27	31				
88			3	17	37				
89			1	11	21				
90			3	12	13				
91			1	20	31				
92			1	19	28				
93			3	8	137				
94			1	5					
95			3	16					
96			3	10					
97			1	12					
98				8					
99			2	7					
100			2	9					
101			5	175					
102									
103			1						
104			1						
105									
106			4						
107									
108			1						
109			1						
110									
111			3						
112			2						
113			6						
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125									
126									
127									
128									
129									
130									
131									
132									
133									
134									
135									
136									
137									
138									
139									
140									
141									
142									
143									
144									
145									
146									
147									
148									
149									
150									
計	418	498	770	1,312	600	230	61	23	10
構成比 (%)	10.7	12.7	19.6	33.5	15.3	5.9	1.6	0.6	0.3

号 給	公 安 職								
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1									
2									
3	28								
4									
5									
6									
7	37								
8									
9									
10									
11	15								
12									
13	16								
14									
15	1								
16									
17	30								
18									
19	43								
20									
21	17	26							
22									
23	55	4							
24									
25	17	40							
26									
27	3	3							
28									
29	14	44							
30									1
31	7	16							
32		1							1
33	6	37		5					
34		5		1					1
35	6	16		2					
36		1							2
37	4	31	2	6	1				
38		2							
39	2	22		6					
40		1		1					
41	1	37	9	3	3				
42		3	3	4					
43	1	16	16	4	2				
44		3	4	1				3	
45		31	13	3	6				
46		6	5		1				
47	2	29	9	9				1	
48			3	4	3				
49		27	17	14	2			2	
50		3	6	1					
51		19	15	8	4			2	
52		5	4	1					
53		9	23	5	6	3	1		
54		3	3	2		1			
55	2	7	10	11	4	5	10		
56		3	5	3		2	1		
57		12	13	14	8	5	5		
58		2	2	2	2	1	2	1	
59		6	8	12	10		6		
60		1	11	4	4	1	1		
61			12	7	3	1	5		
62			5	3	3	4	5		
63	1	1	14	10	6	2	8		
64			2	3	3	2	4		
65			8	14	9	4	1		
66			3	5	4	2	1		
67			6	11	4	1	3		
68			4	2	2	1			
69			13	16	8	2	1		
70				1	1	3			
71			10	12	8	1			
72			3	2	1	2			
73			8	14	6	5	1		
74			4	2	5	2	1		
75			12	9	6	1	2		

(注) 各給料表の構成比の計は、四捨五入の関係で必ずしも100%にはならない。

号 給	公 安 職								
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
76			3	4	2	1			
77			6	16	5	1			
78			1	10	5	3			
79			7	13	4	1			
80			3	3	3	3			
81			4	6	3	2			
82			1	5	3	6			
83			7	10	1	2	1		
84			2	2	3	5			
85			6	5	4				
86			5	2	5	3			
87			1		1	2			
88			2		3	4			
89			2	4	2	9			
90				2	4	5			
91			1	3	3	4			
92				1	2	2			
93				2	7	41			
94			1	1	3				
95				1	3				
96			1		3				
97				3	6				
98			1	1	7				
99				3	4				
100				1	5				
101				2	29				
102				1					
103				3					
104				1					
105			1	3					
106				1					
107				3					
108			1	1					
109				1					
110			1	3					
111				4					
112				4					
113									
114				4					
115				1					
116				1					
117				2					
118									
119				3					
120				2					
121				4					
122			2	3					
123				1					
124			1	2					
125			1	1					
126				1					
127									
128				1					
129			1						
130				2					
131									
132				1					
133				1					
134									
135									
136									
137									
138									
139									
140									
141									
142									
143									
144									
145			1						
146									
147									
148									
149									
150									
計	308	473	347	392	246	145	59	9	5
構成比 (%)	15.5	23.8	17.5	19.8	12.4	7.3	3.0	0.5	0.3

号 給	教 育 職				
	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
1		1	6		
2					
3					
4			1		
5	1		14		
6					
7					
8					
9			11		
10					
11					
12					
13			29		
14					
15					
16					
17			32		
18					
19	2				
20					
21	1		31		
22					
23			1		
24					1
25	1		27		
26			1		
27			2		
28					
29	3		30		
30					
31	1		7		3
32					1
33	3		34		2
34					5
35			2		8
36			1		3
37	3		37		26
38			1		
39			8		
40			2		
41	3		41		
42					
43	1		7		
44			3		
45	4		28		
46					
47	1		17		
48			2		
49	2		21		
50			2		
51	1		20		
52			1		
53	6		29		
54			2		
55			24		
56				2	
57	7		26		
58			2		
59	1		23		1
60			2		
61	5		29		6
62			2		4
63			26	2	2
64			2		
65	5		15		3
66			3		7
67	1		23	1	3
68			3		2
69	6		23		4
70			1		7
71			34	1	
72				2	1
73	8		22		1
74			5		3
75	6		37		3
76	1		2		7
77	4		9	2	19
78			4	1	
79	6		33	1	
80	1		6		
81	6		26	3	
82			7		
83	3		45	1	
84			6	3	
85	6		20		
86			3	3	
87	1		34		
88			11	5	
89	4		35	1	
90			9	2	

(注) 各給料表の構成比の計は、四捨五入の関係で必ずしも100%にはならない。



号 給	教 育 職				
	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
91	11	29			
92	1	10	4		
93	8	32	4		
94		24	2		
95	1	21	3		
96	1	9	3		
97	5	30	7		
98		18	3		
99	2	19	5		
100		11	1		
101		20	3		
102		16	7		
103	2	10	3		
104	1	20			
105		8	3		
106		33	4		
107	1	13	1		
108	1	16	3		
109	1	13	1		
110		42	2		
111		15	4		
112		7	5		
113		13	3		
114		25	4		
115		24	2		
116		15	1		
117		16			
118		19			
119	1	25			
120		18			
121		13			
122		18			
123		20			
124		35			
125		22			
126		12			
127		23			
128		29			
129		18			
130		30			
131	1	47			
132		42			
133		33			
134		38			
135	1	50			
136		32			
137	1	31			
138		23			
139		21			
140	1	15			
141		8			
142		5			
143		5			
144		3			
145		4			
146	1				
147					
148					
149					
150					
151					
152					
153	1				
154					
155					
156					
157					
158	1				
159					
160					
161					
162					
163	1				
164					
165					
166					
167					
168					
169					
170					
171					
172					
173					
174					
175					
176					
177					
178					
179					
指 定					
計	149	2,150	106	75	49
構成比 (%)	5.9	85.0	4.2	3.0	1.9

号 給	研 究 職					医 療 職 (一)			
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	1 級	2 級	3 級	4 級
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12			1						
13						2			
14									
15							2		
16									
17						3			
18									
19							3		
20									
21						1			
22									
23							2		
24									
25	6		1			4	1		
26	1		1						
27									
28									
29	4					2			
30		2							
31							1		
32									
33	3		3						
34		1				1			
35			1					1	
36		5	1						
37	3	1	1					1	
38			1						
39			1					1	
40		3	2						
41	3		2						
42			2						
43	1	1							
44		8	2						
45	2		1					2	
46									
47	4		1						
48		1	1						
49	1								1
50		1							
51	2		1						1
52				1					
53	3		3	3					
54			1	2					
55	3			2					
56			1	1					
57				3				1	1
58		1							
59	1	1		2					
60									
61			1						
62									
63			1						
64			1						
65									
66									
67		1	2						
68									
69									
70		1						1	
71									
72		1							
73									
74		2	1					1	
75			1					1	

(注) 各給料表の構成比の計は、四捨五入の関係で必ずしも100%にはならない。

号 給	研 究 職					医 療 職 (一)			
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	1 級	2 級	3 級	4 級
76			1						
77			1						
78			1						
79			1					2	
80									
81			1						
82									
83			1						
84									
85			1						
86									
87			2						
88			2						
89			2						
90			1					1	
91			3						
92			1						
93									
94			2						
95			3						
96			1						
97			2						
98			1						
99			3						
100			2						
101			4						
102			1						
103			3						
104			2						
105			12						
106									
107									
108									
109									
110									
111									
112									
113									
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125									
126									
127									
128									
129									
130									
131									
132									
133									
134									
135									
136									
137									
138									
139									
140									
141									
142									
143									
144									
145									
146									
147									
148									
149									
150									
計	37	30	89	14		13	9	12	3
構成比 (%)	21.8	17.6	52.4	8.2	-	35.1	24.3	32.4	8.1

号 給	医 療 職 (二)						
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1							
2							
3							
4							
5		1					
6							
7			8				
8							
9		1					
10			1				
11			4				
12							
13			1				
14							
15		4	13				
16							
17							
18							
19		6					
20			5				
21							
22			8				
23		1	1				
24							
25							1
26			2				
27			1				3
28			2	2			3
29							1
30			1	1	1		3
31				1			
32			1	1			
33							
34			6	3			
35				1			
36			3	1			
37							
38			11				
39				1			
40			3		1		
41		1		1			
42			5	6	2		
43							
44			3				
45			1	1	1		
46			3	4	2		
47					2		
48					3		
49				2		6	
50							
51						1	
52							
53					1	6	
54						1	
55				2	1		
56				1	1		
57			1	1	4		
58			1		2		
59				1	1	1	
60							
61					1		
62			1				
63					1		
64							
65							
66							
67			1				
68				1			
69			1		1		
70					5		
71					1		
72					1		
73					1		
74							
75				1	2		

(注) 各給料表の構成比の計は、四捨五入の関係で必ずしも100%にはならない。

号 給	医 療 職 (二)						
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
76							
77							
78							
79					1		
80					3		
81							
82					1		
83					3		
84							
85							
86				1	3		
87							
88			1		2		
89					2		
90					3		
91					2		
92					1		
93						11	
94							
95							
96							
97							
98			1				
99							
100			1				
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
計		14	91	33	70	15	11
構成比 (%)	-	6.0	38.9	14.1	29.9	6.4	4.7

号 給	医 療 職 (三)					
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9			1			
10						
11			3			
12						
13			3			
14						
15		3	5			
16						
17			4			
18						
19		4				
20			1			
21						
22			1			
23		4	1			
24						
25						
26			1			
27		6	1			
28			2			
29						
30			2			
31		5				
32		1	1			
33						
34			3			
35						
36				1		
37						
38			3			
39						
40				1		
41			1			
42			2	1		
43						
44			1	3		
45				1		
46				3		
47						2
48				1		2
49				1		
50			2	1		
51				1		
52						
53						
54						
55				1		
56						
57			1	1		
58						
59			1	1	1	
60				1		
61						
62						
63						
64				1		
65				2		
66				1		
67				2		
68				1		
69				1	1	
70				1		
71				1		
72				1		
73					1	
74						
75				2		
76						
77						
78						
79						
80					2	
81					1	
82					3	
83					2	
84						
85					1	
86				1	1	
87					1	
88					2	
89						
90						

(注) 各給料表の構成比の計は、四捨五入の関係で必ずしも100%にはならない。

号 給	医 療 職 (三)					
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
91					1	
92						
93					1	
94						
95						
96						
97					3	
98				1		
99				1		
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112				1		
113				7		
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						
129						
130						
131						
132						
133						
134						
135						
136						
137						
138						
139						
140						
141						
142						
143						
144						
145						
146						
147						
148						
149						
150						
151						
152						
153						
154						
155						
156						
157						
158						
159						
160						
161						
162						
163						
164						
165						
166						
167						
168						
169						
170						
171						
172						
173						
174						
175						
176						
177						
178						
179						
180						
計		23	40	42	21	4
構成比 (%)	-	17.7	30.8	32.3	16.2	3.1

号 給	市町村立学校教育職					市町村立学校栄養職						
	1級	2級	特2級	3級	4級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11			1									
12												
13			98									
14												
15			4									
16												
17			97									
18												
19												
20												
21			95									
22						2						
23			5			8						
24			1			14						
25			125			25						
26						24						
27			2			82						
28			1									
29			95			2						
30						5						
31			3			15						
32						1						
33			96			2						
34						9						
35			10			5						
36						6						
37			102			6						
38			1			10						
39			9			3						
40			4			13						
41			96			86						
42			3									
43			19									
44			8									
45			79									
46			5									
47			18									
48			1									
49			78									
50												
51			25									
52			2									
53			81	2								
54			1									
55			37	2	1							
56			2	2								
57			58	1								
58			5	1								
59			18									
60			3		1							
61			56	4								
62												
63			26	1								
64			4									
65			39	4								
66			6	1	1							
67			42	2	1							
68			5	1								
69			44	2	1							
70			4		2							
71			39	4	1							
72			4	1	1							
73			45	2	1							
74			4	2	5							
75			36	1	3							
76			11		15							
77			42	3	10							
78			6	2	26							

(注) 各給料表の構成比の計は、四捨五入の関係で必ずしも100%にはならない。



号 給	市町村立学校教育職					市町村立学校栄養職						
	1級	2級	特2級	3級	4級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
79		49	2	14								
80		5	2	19								
81		39	2	4								
82		5	2	35								
83		47	3	5								
84		6	5	18								
85		40	2	8								
86		6	4	33								
87		45	3	10								
88		11	5	17								
89		43	1	5								
90		15	4	25								
91		54	2	5								
92		14	7	15								
93		34	1	78								
94		19	2									
95		63	1									
96		13	4									
97		34	7									
98		7	8									
99		54	6									
100		11	10									
101		44	8									
102		22	7									
103		47	5									
104		20	7									
105		36	1									
106		28	6									
107		27	3									
108		20	2									
109		24	3									
110		26	4									
111		30	1									
112		22	3									
113		21	3									
114		25	2									
115		14										
116		21	1									
117		17	6									
118		35										
119		13										
120		21										
121		11										
122		32										
123		22										
124		12										
125		15										
126		29										
127		27										
128		20										
129		24										
130		30										
131		33										
132		30										
133		19										
134		26										
135		41										
136		47										
137		40										
138		43										
139		34										
140		54										
141		57										
142		70										
143		67										
144		77										
145		100										
146		95										
147		107										
148		94										
149		116										
150		86										
151		94										
152		68										
153		57										
154		27										
155		20										
156		21										
157		21										
計		4,594	183	360	318				x			
構成比 (%)	-	84.2	3.4	6.6	5.8	-	-	-	100.0	-	-	-

号 給	市 町 村 立 学 校 事 務 職								
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1									
2									
3									
4									
5	1	12							
6		1							
7		1							
8									
9	7	8							
10			1						
11		1							
12			1						
13	8	1							
14			2						
15		3							
16			1						
17	9	2							
18		1	1						
19	1	4							
20			2						
21	7	1	1						
22			1						
23									
24			1						
25	6								
26									
27			1						
28									
29	5	2	1						
30									
31	1			1					
32									
33	6								
34			3						
35	1								
36									
37			1	1					
38			2						
39			2						
40									
41				1					
42									
43			1						
44				1					
45									
46			1						
47									
48									
49			1						
50									
51				1					
52									
53						1			
54						2			
55				2		1			
56									
57				1					
58			1	1					
59				2					
60				2					
61									
62			1	1					
63				3					
64				2					
65	1			1					
66			1	2					
67			1	1					
68				2					
69				3					
70				2					
71				2					
72				1					
73				2					
74				3					
75				3					

(注) 各給料表の構成比の計は、四捨五入の関係で必ずしも100%にはならない。

号 給	市 町 村 立 学 校 事 務 職								
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
76				2					
77				2	1				
78				2					
79				2					
80			2	5					
81				4	1				
82									
83				2	2				
84			1	3					
85					1				
86				1					
87			1	3					
88				1	1				
89				1	1				
90				4	1				
91				2	1				
92				6	1				
93				5	3				
94				1					
95				3					
96			2	1					
97				3					
98			1						
99			1	2					
100				4					
101				17					
102			1						
103			1						
104									
105			1						
106									
107									
108									
109									
110									
111			1						
112									
113									
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125									
126									
127									
128									
129									
130									
131									
132									
133									
134									
135									
136									
137									
138									
139									
140									
141									
142									
143									
144									
145									
146									
147									
148									
149									
150									
計	53	37	40	117	13	4			
構成比 (%)	20.1	14.0	15.2	44.3	4.9	1.5	-	-	-

第6表 職員の給料表別、年齢別人員

給料表	行政職	公安職	教育職	研究職	医療職 (一)
歳	人	人	人	人	人
18	9	28	1		
19	7	31			
20	19	21	1		
21	26	41			
22	73	53	6	5	
23	86	60	18	3	
24	94	49	13	4	
25	81	49	30	5	1
26	104	68	29	2	4
27	97	60	31	2	1
28	95	54	34	7	
29	91	56	28	5	5
30	89	62	28	3	3
31	97	64	53	4	1
32	83	71	38	2	2
33	77	57	61	12	3
34	78	65	51	1	
35	86	63	46	1	1
36	75	56	57	5	1
37	82	49	45	3	
38	77	55	56	2	1
39	66	59	61	4	
40	69	55	50	5	2
41	69	65	69	6	
42	91	63	71	7	1
43	107	42	86	2	
44	100	52	108	3	1
45	107	35	126	2	
46	113	51	85	3	1
47	108	47	125	6	
48	140	45	116	4	2
49	132	20	114	4	1
50	135	30	95	5	
51	160	30	120	4	
52	144	28	85	8	1
53	128	20	86	8	
54	125	25	86	7	
55	107	35	83	8	1
56	122	40	79	8	
57	143	43	90	4	
58	117	39	79	3	1
59	113	48	89	3	
60歳以上					3
計	3,922	1,984	2,529	170	37

医療職 (二)	医療職 (三)	市町村立 学校教育職	市町村立 学校事務職等	全職員
人	人	人	人	人
			1	39
			6	44
			4	45
			10	77
		89	11	237
1	2	89	4	263
3	3	102	7	275
2	5	113	11	297
2	6	102	12	329
4	4	104	5	308
7	7	97	6	307
16	6	111	5	323
9	6	90	1	291
9	2	79	4	313
5	4	107	4	316
2	4	96	3	315
7	2	85	2	291
11	3	84	2	297
9	2	78	1	284
6	3	99	7	294
10		89	3	293
9	5	104		308
2	6	90	5	284
3	2	117	2	333
6	3	135	2	379
5		127		369
6	7	118	1	396
6	5	142	4	427
5	3	161	9	431
8	2	147	4	447
5	3	175	13	503
5		171	6	453
6	1	185	12	469
8	3	193	15	533
12	3	233	14	528
5	5	267	7	526
9	3	244	8	507
6	3	224	9	476
8	4	280	10	551
10	6	251	10	557
5	4	241	13	502
2	3	236	12	506
				3
234	130	5,455	265	14,726

## 第7表 再任用職員の給料表別、年齢別人員

フルタイム勤務職員

(人)

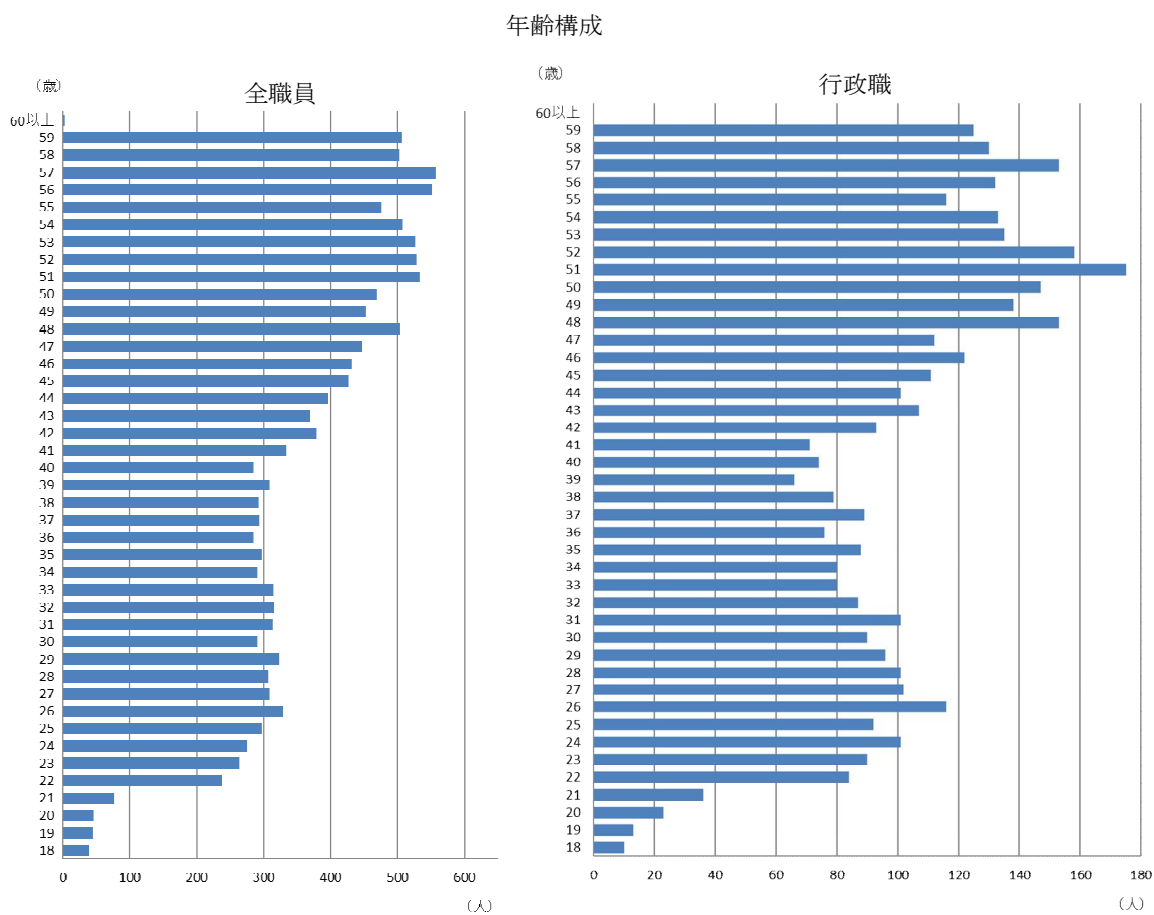
給料表	級										
	計	1	2	特2	3	4	5	6	7	8	9
行政職給料表	171				120		50	1			
公安職給料表	36				9	25	2				
教育職給料表	148	18	130								
研究職給料表	7		4		3						
医療職給料表（一）											
医療職給料表（二）	6					3	3				
医療職給料表（三）	2						2				
市町村立学校教育職給料表	234		222			12					
給料表計	604										
60歳	203										
61歳	182										
62歳	114										
63歳	58										
64歳	47										

短時間勤務職員

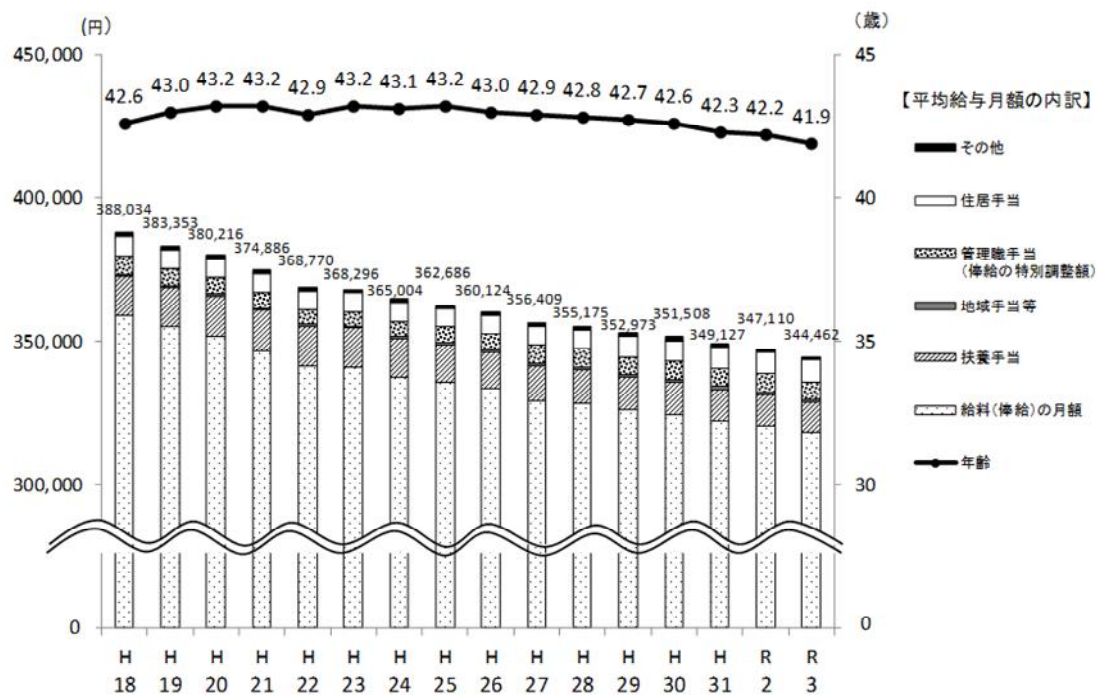
(人)

給料表	級										
	計	1	2	特2	3	4	5	6	7	8	9
行政職給料表	59				41		18				
公安職給料表											
教育職給料表											
研究職給料表	9		3		6						
医療職給料表（一）											
医療職給料表（二）	5					1	4				
医療職給料表（三）	11				10		1				
市町村立学校教育職給料表	97		97								
給料表計	181										
60歳	30										
61歳	31										
62歳	28										
63歳	57										
64歳	35										

(参考) 職員の年齢構成及び平均給与月額・平均年齢の推移



平均給与月額・平均年齢の推移 (行政職)



備考 平成18年に給与構造改革、平成27年に給与制度の総合的見直しを実施





## 2 民間給与関係資料

### 令和3年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった本人事業委員会の職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

#### 1 調査の目的

この調査は、県職員の給与を検討するため、令和3年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

#### 2 調査の内容等

##### (1) 調査期間

令和3年4月26日～6月22日

##### (2) 調査の内容

- ・ 本年4月分の個々の従業員に支払われた給与月額、初任給の状況
  - ・ 昨年8月から本年7月までの特別給の支給実績
  - ・ 民間企業における給与改定の状況等
- なお、調査結果については別表のとおりである。

#### 3 調査機関

本人事業委員会、人事院、兵庫県人事委員会、広島県人事委員会、長崎県人事委員会、熊本県人事委員会、鹿児島県人事委員会、京都市人事委員会、岡山市人事委員会、熊本市人事委員会

#### 4 調査の範囲等

##### (1) 調査対象事業所（母集団事業所）

- ① 全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所317事業所

なお、昨年を引き続き、新型コロナウイルス感染症に対処する厳しい医療現場の環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

##### ② 調査対象職種

54種（行政職相当職種22種、その他の職種32種）

##### (2) 標本事業所の抽出

上記4の(1)に記載した事業所を組織、規模、産業により10層に層化し、これらの層から138事業所を無作為に抽出し調査を行った。

調査が完了した事業所は、第8表のとおりである。

##### (3) 集計

###### ① 初任給関係

調査実人員 271人（行政職に相当する調査実人員 268人）

###### ② 初任給関係以外

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

	全職種	行政職相当職種
調査実人員	3, 240人	3, 144人
調査職種該当者（母集団）の推定数	8, 946人	8, 685人

第8表 産業別、企業規模別調査事業所数

産 業	企業規模			
	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
産業計	事業所 131	事業所 34	事業所 65	事業所 32
農業、林業、漁業	3	0	3	0
鉱業、採石業、 砂利採取業、建設業	11	1	4	6
製造業	63	21	33	9
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業、郵便業	26	5	12	9
卸売業、小売業	6	2	4	0
金融業、保険業、 不動産業、物品賃貸業	1	1	0	0
教育、学習支援業、 医療、福祉、サービス業	21	4	9	8

- (注) 1 上記調査事業所のほか、調査不能の事業所が7所あった。  
 2 調査対象事業所138所に占める調査完了事業所131所の割合（調査完了率）は、94.9%である。  
 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第9表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

職 種		学 歴	企業規模計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満	
			円	円	円	円	
事務 ・ 技術 関 係	新卒事務員	大学卒	190,581	* 195,030	* 183,509	* 188,770	
		短大卒	* 164,885	* 167,265	x	-	
		高校卒	153,407	* 157,027	* 151,886	* 144,622	
	新卒技術者	大学卒	195,153	* 199,470	196,360	* 178,467	
		短大卒	* 162,330	-	* 162,407	* 161,810	
		高校卒	154,620	* 158,688	152,916	* 163,811	
	新卒事務員 ・ 技術者計	大学卒	192,931	195,918	192,651	* 183,702	
		短大卒	* 163,297	* 167,265	* 161,252	* 161,810	
		高校卒	154,206	* 157,723	152,727	* 152,314	
そ の 他	新卒船員	海上技術 学校卒					
	新卒大学助教	大学卒					
	新卒高等学校教諭	大学卒					
	新卒研究員	大学卒			* 194,000		
	新卒研究補助員	短大卒	}				
		高校卒				x	
	準新卒医師	大学卒					
	準新卒薬剤師	大学卒					
	準新卒診療放射線技師	養成所卒					
	新卒栄養士	短大卒					
	準新卒看護師	養成所卒					
準新卒准看護師	養成所卒						

- (注) 1 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所の平均）であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。
- 2 「準新卒」とは、令和2年度中に資格免許を取得し、令和3年4月までの間に採用された場合をいう。  
なお、医師については、平成30年3月大学卒業後、平成30年度中に免許を取得し、2年間の臨床研修を修了した後、令和3年4月までの間に採用された者に限っている。
- 3 「x」は、調査事業所が1事業所の場合である。
- 4 「\*」は、調査事業所が10事業所以下であることを示す。

# 第10表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等

## その1 給与比較の対象職種 1 規模計

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和3年4月分平均支給額			備 考	
			きまって 支給する 給与 ①	うち時間 外手当②	(①-②)		
	人	歳	円	円	円		
支 店 長	4	55.8	743,120		743,120	・ 構成員50人以上の支店 (社)の長 (取締役兼任者を除く。)	
	大学卒	3	55.7	749,622			749,622
	短大卒	x	x	x			x
	高校卒 中学卒						
工 場 長	3	46.2	617,357		617,357	・ 構成員50人以上の工場 の長 (取締役兼任者を除く。)	
	大学卒	2	51.0	763,860			763,860
	短大卒	x	x	x			x
	高校卒 中学卒						
事 務 部 長	76	52.1	509,271	724	508,547	・ 2課以上又は構成員20 人以上の部の長 ・ 職能資格等が上記部の長 と同等と認められる部の 長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	
	大学卒	40	51.8	554,757	688		554,069
	短大卒	4	47.6	447,480			447,480
	高校卒 中学卒	32	53.3	459,987	893		459,094
技 術 部 長	74	52.5	585,145	1,154	583,991	・ 2課以上又は構成員20 人以上の部の長 ・ 職能資格等が上記部の長 と同等と認められる部の 長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	
	大学卒	46	52.0	606,698	552		606,146
	短大卒	11	55.5	676,469	5,375		671,094
	高校卒 中学卒	17	52.2	470,969			470,969
事 務 部 次 長	11	50.9	424,941	900	424,041	・ 前記部長に事故等のある ときの職務代行者 ・ 職能資格等が上記部の次 長と同等と認められる部 の次長及び部次長級専門 職 ・ 中間職(部長-課長間)	
	大学卒	9	49.8	410,096	1,078		409,018
	短大卒	x	x	x	x		x
	高校卒 中学卒	x	x	x	x		x
技 術 部 次 長	13	55.2	534,891		534,891	・ 2係以上又は構成員10 人以上の課の長 ・ 職能資格等が上記課の長 と同等と認められる課の 長及び課長級専門職	
	大学卒	8	53.3	548,886			548,886
	短大卒	2	56.2	553,936			553,936
	高校卒 中学卒	3	59.0	489,437			489,437
事 務 課 長	107	48.6	433,483	4,376	429,107	・ 2係以上又は構成員10 人以上の課の長 ・ 職能資格等が上記課の長 と同等と認められる課の 長及び課長級専門職	
	大学卒	53	47.2	461,281	2,960		458,321
	短大卒	9	49.7	425,899			425,899
	高校卒 中学卒	44	50.1	398,941	7,060		391,881
技 術 課 長	190	49.8	507,505	1,908	505,597	・ 2係以上又は構成員10 人以上の課の長 ・ 職能資格等が上記課の長 と同等と認められる課の 長及び課長級専門職	
	大学卒	92	47.7	517,539	2,037		515,502
	短大卒	30	53.8	613,037			613,037
	高校卒 中学卒	68	50.4	426,112	2,910		423,202

(注) 「x」は、調査実人員が1人の場合である。(以下本表において同じ。)

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和3年4月分平均支給額			備 考	
			きまって 支給する 給与 ①	うち時間 外手当②	(①-②)		
							円
事 務	事務課長代理	42	45.4	461,178	7,966	453,212	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前記課長に事故等のあるときの職務代行者</li> <li>・課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者</li> <li>・課長に直属し部下4人以上を有する者</li> <li>・職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職</li> <li>・中間職（課長一係長間）</li> </ul>
	大学卒	27	42.3	460,315	12,043	448,272	
	短大卒	2	53.0	521,232	122	521,110	
	高校卒	13	50.1	454,464	1,395	453,069	
	中学卒						
	技術課長代理	83	47.0	499,964	22,908	477,056	
	大学卒	48	42.9	524,165	22,940	501,225	
	短大卒	11	52.9	502,527	10,759	491,768	
	高校卒	24	53.8	440,648	28,835	411,813	
	中学卒						
技 術	事務係長	230	44.9	366,274	38,757	327,517	<ul style="list-style-type: none"> <li>・係の長及び係長級専門職</li> </ul>
	大学卒	102	42.3	371,125	35,610	335,515	
	短大卒	21	46.1	386,139	52,744	333,395	
	高校卒	106	47.0	357,009	38,511	318,498	
	中学卒	X	X	X	X	X	
	技術係長	282	41.6	460,886	76,169	384,717	
	大学卒	156	39.2	483,709	86,992	396,717	
	短大卒	19	41.1	484,246	88,251	395,995	
	高校卒	107	46.9	407,228	50,471	356,757	
	中学卒						
関 係	事務主任	106	41.7	287,933	19,658	268,275	<ul style="list-style-type: none"> <li>・係長等のいる事業所における主任</li> <li>・係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者</li> <li>・係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任</li> <li>・中間職（係長一係員間）</li> </ul>
	大学卒	49	39.2	289,279	26,874	262,405	
	短大卒	16	40.9	283,767	12,382	271,385	
	高校卒	40	45.0	290,072	14,444	275,628	
	中学卒	X	X	X	X	X	
	技術主任	119	42.6	365,822	40,808	325,014	
	大学卒	44	38.3	341,066	43,586	297,480	
	短大卒	6	44.5	279,896	9,749	270,147	
	高校卒	66	45.0	389,690	41,354	348,336	
	中学卒	3	44.7	348,490	49,568	298,922	
職 種	事務係員	936	37.2	274,869	25,722	249,147	
	大学卒	354	33.8	298,185	30,581	267,604	
	短大卒	94	40.5	251,791	16,452	235,339	
	高校卒	485	39.2	261,744	23,813	237,931	
	中学卒	3	38.4	185,085	2,539	182,546	
	技術係員	868	35.2	342,908	54,775	288,133	
	大学卒	319	32.6	370,594	67,950	302,644	
	短大卒	83	34.3	404,268	72,060	332,208	
	高校卒	464	38.8	283,252	31,589	251,663	
	中学卒	2	49.6	247,860	6,883	240,977	

2 規模500人以上（企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所）

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和3年4月分平均支給額			対 応 級	
			きまって 支給する 給与 ①	うち時間 外手当②	(①-②)		
							円
事 務	支 店 長	2	55.0	858,323		858,323	行政職9級
	大学卒	2	55.0	858,323		858,323	
	短大卒						
	高校卒						
	中学卒						
	工 場 長	2	51.0	763,860		763,860	
大学卒	2	51.0	763,860		763,860		
短大卒							
高校卒							
中学卒							
技 術	事 務 部 長	34	53.0	558,640	298	558,342	同 上
	大学卒	20	51.8	601,542	510	601,032	
	短大卒	x	x	x	x	x	
	高校卒	13	55.2	483,354		483,354	
	中学卒						
	技 術 部 長	36	54.1	712,219	730	711,489	
	大学卒	25	53.7	714,203	1,048	713,155	
	短大卒	9	55.1	736,833		736,833	
	高校卒	2	53.5	548,890		548,890	
	中学卒						
関 係	事 務 部 次 長	9	50.6	438,326	1,253	437,073	同 上
	大学卒	7	49.0	419,924	1,624	418,300	
	短大卒	x	x	x	x	x	
	高校卒	x	x	x	x	x	
	中学卒						
	技 術 部 次 長	11	55.0	548,619		548,619	
	大学卒	7	52.9	553,450		553,450	
	短大卒	2	56.2	553,936		553,936	
高校卒	2	60.5	528,770		528,770		
中学卒							
職 種	事 務 課 長	50	48.3	489,833	2,647	487,186	行政職7級、8級
	大学卒	26	46.1	512,528	207	512,321	
	短大卒	6	48.9	452,977		452,977	
	高校卒	18	51.3	468,796	7,101	461,695	
	中学卒						
	技 術 課 長	99	50.2	584,987	2,272	582,715	
	大学卒	55	47.1	566,105	2,097	564,008	
短大卒	23	54.5	660,011		660,011		
高校卒	21	52.2	520,311	6,427	513,884		
中学卒							

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和3年4月分平均支給額			対 応 級
				きまっ て 支給す る 給与 ①	うち時間 外手当②	(①-②)	
事 務	事務課長代理	人 23	歳 47.0	円 531,796	円 1,897	円 529,899	行政職5級、6級
	大学卒	14	43.8	521,052	1,613	519,439	
	短大卒	x	x	x	x	x	
	高校卒	8	52.0	546,084	2,612	543,472	
	中学卒						
	技術課長代理	70	47.3	519,083	19,448	499,635	
	大学卒	43	43.0	534,500	18,702	515,798	行政職3級、4級
	短大卒	8	54.0	551,400	4,503	546,897	
	高校卒	19	55.5	462,315	28,480	433,835	
	中学卒						
	事務係長	90	44.9	430,092	52,555	377,537	
	大学卒	37	41.5	404,670	38,414	366,256	
短大卒	11	45.6	468,760	85,896	382,864	行政職2級 (一部は3級、4級)	
高校卒	41	47.3	441,399	55,283	386,116		
中学卒	x	x	x	x	x		
技術係長	128	40.3	528,989	102,493	426,496		
大学卒	75	37.7	538,014	109,573	428,441		
短大卒	10	40.4	553,623	113,776	439,847		
高校卒	43	48.5	488,995	74,541	414,454	行政職1級	
中学卒							
事務主任	22	41.8	315,775	25,421	290,354		
大学卒	11	37.5	292,228	25,907	266,321		
短大卒	x	x	x	x	x		
高校卒	9	46.6	351,211	30,172	321,039		
中学卒	x	x	x	x	x		
技術主任	27	42.6	496,954	51,659	445,295	行政職1級	
大学卒	7	38.3	417,973	34,473	383,500		
短大卒							
高校卒	20	43.9	521,856	57,078	464,778		
中学卒							
事務係員	342	36.4	315,878	37,039	278,839		
大学卒	144	33.4	331,199	41,328	289,871	行政職1級	
短大卒	27	43.0	305,317	24,326	280,991		
高校卒	170	38.0	304,711	35,281	269,430		
中学卒	x	x	x	x	x		
技術係員	342	34.8	391,425	73,209	318,216		
大学卒	146	32.5	406,051	82,317	323,734		
短大卒	49	34.4	435,076	81,546	353,530		
高校卒	147	40.4	315,252	44,051	271,201		
中学卒							

3 規模100人以上500人未満（企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所）

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和3年4月分平均支給額			対 応 級	
			きまって 支給する 給与 ①	うち時間 外手当②	(①-②)		
							円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	2	56.5	635,588		635,588	行政職7級、8級
	大学卒	x	x	x		x	
	短大卒	x	x	x		x	
	高校卒						
	中学卒						
	工 場 長	x	x	x		x	
	大学卒						
	短大卒	x	x	x		x	
	高校卒						
	中学卒						
	事 務 部 長	34	51.9	492,629	1,230	491,399	同 上
	大学卒	18	51.8	534,156	913	533,243	
短大卒	2	48.0	406,997		406,997		
高校卒	14	52.8	451,243	1,969	449,274		
中学卒							
技 術 部 長	30	51.1	482,720	1,892	480,828		
大学卒	17	48.6	496,172		496,172		
短大卒	2	57.1	461,446	24,522	436,924		
高校卒	11	53.4	467,495		467,495		
中学卒							
事 務 部 次 長	2	51.5	390,726		390,726	同 上	
大学卒	2	51.5	390,726		390,726		
短大卒							
高校卒							
中学卒							
技 術 部 次 長	x	x	x		x		
大学卒							
短大卒							
高校卒	x	x	x		x		
中学卒							
事 務 課 長	34	47.5	401,485	7,106	394,379	行政職5級、6級	
大学卒	17	46.6	419,522	5,011	414,511		
短大卒	2	51.0	325,900		325,900		
高校卒	14	48.4	377,806	11,236	366,570		
中学卒	x	x	x	x	x		
技 術 課 長	68	49.1	410,114	1,169	408,945		
大学卒	27	47.2	441,464	2,618	438,846		
短大卒	7	50.4	394,862		394,862		
高校卒	34	50.5	386,214	171	386,043		
中学卒							



職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和3年4月分平均支給額			対 応 級
				きまっ て 支給す る 給与 ①	うち時間 外手当②	(①-②)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	人 13	歳 42.5	円 374,373	円 16,596	円 357,777	行政職4級
	大学卒	9	39.2	381,557	26,846	354,711	
	短大卒	4	47.9	362,742		362,742	
	高校卒						
	中学卒						
	技術課長代理	13	44.9	369,353	46,548	322,805	
	大学卒	5	41.2	410,839	69,420	341,419	行政職3級
	短大卒	3	48.9	334,677	32,243	302,434	
	高校卒	5	46.5	345,313	30,398	314,915	
	中学卒						
	事務係長	102	44.3	320,840	30,142	290,698	
	大学卒	46	41.8	336,091	26,800	309,291	
短大卒	9	46.4	309,464	24,260	285,204	行政職2級 (一部は3級)	
高校卒	47	46.3	309,132	34,461	274,671		
中学卒							
技術係長	112	41.7	378,787	45,378	333,409		
大学卒	67	40.6	409,184	55,298	353,886		
短大卒	8	41.4	352,046	39,742	312,304		
高校卒	37	43.9	326,015	27,484	298,531	行政職1級	
中学卒							
事務主任	52	41.1	266,256	20,756	245,500		
大学卒	27	39.3	272,100	25,589	246,511		
短大卒	7	43.1	262,662	19,607	243,055		
高校卒	18	43.0	259,225	14,265	244,960		
中学卒						行政職1級	
技術主任	72	42.8	325,027	39,870	285,157		
大学卒	32	38.6	330,382	49,109	281,273		
短大卒	5	42.5	281,529	11,791	269,738		
高校卒	32	46.8	324,300	34,239	290,061		
中学卒	3	44.7	348,490	49,568	298,922		
事務係員	426	37.8	243,255	18,358	224,897	行政職1級	
大学卒	138	33.7	265,658	23,387	242,271		
短大卒	48	40.9	225,430	12,217	213,213		
高校卒	238	39.5	234,082	16,749	217,333		
中学卒	2	38.5	192,859	3,601	189,258		
技術係員	417	36.0	274,602	27,527	247,075		
大学卒	142	31.8	288,787	33,770	255,017	行政職1級	
短大卒	20	32.9	280,081	24,136	255,945		
高校卒	253	38.5	266,468	24,540	241,928		
中学卒	2	49.6	247,860	6,883	240,977		

4 規模100人未満（企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所）

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和3年4月分平均支給額			対 応 級		
			きまって 支給する 給与 ①	うち時間 外手当②	(①-②)			
							円	円
事 務	支 店 長	人	歳	円	円	円	行政職6級、7級	
	大学卒							
	短大卒							
	高校卒							
	中学卒							
	工 場 長							
技 術 ・ 関 係 職 種	事 務 部 長	8	50.0	400,936		400,936	同 上	
	大学卒	2	51.5	350,751		350,751		
	短大卒	x	x	x		x		
	高校卒	5	50.4	430,297		430,297		
	中学卒							
	技 術 部 長	8	52.0	447,351		447,351		
	大学卒	4	56.3	445,122		445,122		
	短大卒							
	高校卒	4	47.8	449,580		449,580		
	中学卒							
	事 務 部 次 長							同 上
	大学卒							
短大卒								
高校卒								
技 術 部 次 長	x	x	x		x	同 上		
大学卒	x	x	x		x			
短大卒								
高校卒								
事 務 課 長	23	50.9	370,930	3,678	367,252	行政職5級		
大学卒	10	51.0	410,019	6,035	403,984			
短大卒	x	x	x	x	x			
高校卒	12	50.8	330,330	2,020	328,310			
中学卒								
技 術 課 長	23	49.8	393,582	2,210	391,372			
大学卒	10	52.9	425,101		425,101			
短大卒								
高校卒	13	47.4	369,336	3,911	365,425			
中学卒								

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和3年4月分平均支給額			対 応 級
				きまって 支給する 給与 ①	うち時間 外手当②	(①-②)	
事 務	事務課長代理	6	46.3	413,968	9,194	404,774	行政職4級
	大学卒	4	44.5	433,402	13,791	419,611	
	短大卒	x	x	x	x	x	
	高校卒	x	x	x	x	x	
	中学卒						
	技術課長代理						
	大学卒						
	短大卒						
	高校卒						
	中学卒						
技 術	事務係長	38	46.8	355,852	32,954	322,898	行政職3級
	大学卒	19	45.0	399,392	52,929	346,463	
	短大卒	x	x	x	x	x	
	高校卒	18	48.6	312,051	13,700	298,351	
	中学卒						
	技術係長	42	47.6	380,715	42,474	338,241	
	大学卒	14	45.6	350,851	35,474	315,377	
	短大卒	x	x	x	x	x	
	高校卒	27	48.5	396,964	46,141	350,823	
	中学卒						
関 係	事務主任	32	42.6	304,880	14,320	290,560	行政職2級 (一部は3級)
	大学卒	11	40.5	327,101	30,756	296,345	
	短大卒	8	38.8	293,468	7,786	285,682	
	高校卒	13	46.8	293,101	4,433	288,668	
	中学卒						
	技術主任	20	41.6	324,279	28,837	295,442	
	大学卒	5	35.8	303,302	21,802	281,500	
	短大卒	x	x	x	x	x	
	高校卒	14	42.8	335,498	33,409	302,089	
	中学卒						
職 種	事務係員	168	38.0	244,959	13,654	231,305	行政職1級
	大学卒	72	35.0	274,072	16,016	258,056	
	短大卒	19	34.5	226,087	13,721	212,366	
	高校卒	77	42.0	218,490	11,115	207,375	
	中学卒						
	技術係員	109	35.8	246,821	23,898	222,923	
	大学卒	31	37.8	244,822	22,177	222,645	
	短大卒	14	34.1	220,624	31,734	188,890	
	高校卒	64	35.3	254,509	22,782	231,727	
	中学卒						

その2 給与比較の対象外職種  
規模計

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和3年4月分平均支給額			備 考
				きまって 支給する 給与 ①	うち時間 外手当②	(①-②)	
技能・ 労務 関係 職種	電話交換手 自家用乗用自動車運転手 守衛 用務員	人	歳	円	円	円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。</li> <li>・電話交換手については、見習、外国語の電話交換手を除く。</li> </ul>
教育 関係 職種	大学学部長						
	大学教授	22	57.2	604,841		604,841	
	大学助教授	16	48.0	482,961		482,961	
	大学講師	15	43.7	413,680		413,680	
	大学助教	5	41.4	388,660		388,660	
	大学助手						
教育 関係 職種	高等学校校長						
	高等学校教頭	x	x	x		x	
	高等学校教諭	20	48.0	313,699		313,699	
研究 関係 職種	研究所長						<ul style="list-style-type: none"> <li>・構成員50人以上の所の長（取締役兼任者を除く。）</li> <li>・2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長</li> <li>・構成員3人以上の室(係)の長</li> <li>・下記研究員より上位の者（研究所長の職名を有する者、上記研究部(課)長及び研究室(係)長を除く。）</li> </ul>
	研究部(課)長	2	46.5	414,901		414,901	
	研究室(係)長	2	38.0	351,901		351,901	
	主任研究員	3	33.7	298,663	3,996	294,667	
	研究員	10	31.0	253,177	1,267	251,910	
	研究補助員						

第11表 民間における初任給の改定状況

学歴	項目 企業規模	新規学卒者の採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の採用なし
			増額	据置き	減額	
大学卒	規模計	% 26.4	% (37.8)	% (62.2)	% (0.0)	% 73.6
	500人以上	26.6	(90.5)	(9.5)	(0.0)	73.4
	100人以上500人未満	27.0	(14.8)	(85.2)	(0.0)	73.0
	50人以上100人未満	25.0	(25.0)	(75.0)	(0.0)	75.0
高校卒	規模計	26.6	(31.8)	(65.5)	(2.7)	73.4
	500人以上	23.2	(59.0)	(41.0)	(0.0)	76.8
	100人以上500人未満	30.6	(16.8)	(83.2)	(0.0)	69.4
	50人以上100人未満	21.9	(42.9)	(42.9)	(14.3)	78.1

(注) 1 新規学卒者の採用の有無は、企業全体として見た場合の採用状況について集計したものである。  
 2 ( ) 内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

第12表 民間における家族手当の支給状況

支給の有無		事業所割合
家族手当制度がある		87.7%
配偶者に家族手当を支給する		(90.4%)
家族手当制度がない		12.3%
扶養家族の 構成別支給月額	配偶者	12,417円
	配偶者と子1人	17,317円
	配偶者と子2人	22,025円

(注) 1 ( ) 内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。  
 2 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

### 第13表 民間における在宅勤務手当の支給状況

#### その1 在宅勤務の実施状況及び在宅勤務手当の支給状況

在宅勤務を実施している	在宅勤務手当を支給する		在宅勤務を実施していない
	在宅勤務手当を支給する	在宅勤務手当を支給しない	
34.7%	(15.1%)	(84.9%)	65.3%

(注) ( )内は在宅勤務を実施している事業所を100とした割合である。

#### その2 在宅勤務手当の支給の検討状況

検討している	検討していない
19.5%	80.5%

(注) 在宅勤務を実施している事業所のうち在宅勤務手当を支給しない事業所を100とした割合である。

### 第14表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

項目	部長級 (非役員)		課長級		係員級	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
企業規模	%	%	%	%	%	%
規模計	58.8	41.2	57.9	42.1	60.1	39.9
500人以上	58.6	41.4	61.4	38.6	71.9	28.1
100人以上 500人未満	51.1	48.9	50.3	49.7	48.8	51.2
50人以上 100人未満	74.4	25.6	68.9	31.1	70.7	29.3

### 第15表 民間における定年制の状況

定年制あり	定年年齢		定年制なし
	60歳	61歳以上	
	100.0%	82.9%	

第16表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

区分	給与減額あり		給与減額なし
		60歳で減額	
	%	%	%
課長級	27.7	18.4	72.3
非管理職	37.3	22.8	62.7

第17表 民間における公共交通機関使用者に係る通勤手当の支給状況

支給する	特急料金を支給する		特急料金を支給しない	支給しない
	全額支給制	制限支給制		
61.7%	(13.1%)	(7.1%)	(79.8%)	38.3%

(注) ( )内は、支給する事業所を100とした割合である。

第18表 民間における交通用具使用者に係る通勤手当の支給状況

支給する	支給形態				支給しない
	運賃相当額制	距離段階別定額制	一律定額制	その他	
90.2%	(1.7%)	(70.2%)	(9.6%)	(18.5%)	9.8%

(注) 1 ( )内は、支給する事業所を100とした割合である。

2 その他には、ガソリン単価や通勤日数で支給額が変動する場合が含まれる。

第19表 民間における高速料金に係る通勤手当の支給状況

支給する	限度額		支給方法			支給しない
	あり	なし	ETCカード	一定額上乘	実費	
6.0%	(42.7%)	(57.3%)	(12.4%)	(45.8%)	(41.8%)	94.0%

(注) ( )内は、支給する事業所を100とした割合である。

### 3 生計費及び労働経済関係資料

令和3年4月の標準生計費算定方法

県民の標準的な生活の水準を求めるため、「家計調査」（総務省）等に基づき、標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

#### (1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費…食料

住居関係費…住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費…被服及び履物

雑費Ⅰ…保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費Ⅱ…その他の消費支出（諸雑費、こづかい（使途不明）、交際費、仕送り金）

#### (2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、家計調査における令和3年4月の費目別平均支出金額（日数を日 $\frac{365}{12}$ に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、令和元年の「全国家計構造調査」及び「全国単身世帯収支実態調査」の単身勤労者世帯について、並数階層の費目別支出金額を求め、これに消費動向の変動分を反映して算定した令和3年4月の全国の費目別標準生計費に、全国の費目別平均支出金額に対する宮崎市の費目別平均支出金額の割合を乗じて算定した。

#### (参考) 費目別、世帯人員別生計費換算乗数

令和2年1月～12月の家計調査の調査世帯（全国・勤労者世帯）のうち、有業人員が1人で夫婦のみ又は夫婦とその子で構成される標準世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め、これをそれぞれ4人世帯の費目別平均支出金額で除して費目別、世帯人員別生計費換算乗数を求めた。



第20表 宮崎市における費目別、世帯人員別標準生計費（令和3年4月）

世帯人員 費目	1人	2人	3人	4人	5人
	円	円	円	円	円
食料費	29,200	46,810	54,670	62,530	70,390
住居関係費	31,290	38,100	32,810	27,520	22,230
被服・履物費	5,440	6,120	7,660	9,210	10,760
雑費Ⅰ	31,290	67,550	83,730	99,910	116,110
雑費Ⅱ	7,740	22,800	22,290	21,790	21,290
計	104,960	181,380	201,160	220,960	240,780

第21表 労働経済指標

項目 年度・年月	① 常用雇用 指 数 〔調 査〕 〔産 業 計〕	② 有効求人 倍 率 〔季 節〕 〔調 整 値〕	③ 完 全 失 業 率 〔季 節〕 〔調 整 値〕	④ 総実労働 時 間 数 (調査産業計)		⑤ 所定外労働 時 間 数 (調査産業計)	
				全 国	宮 崎	全 国	宮 崎
	前年度比・ 前年同月比 (%)	(倍)	(%)	(時 間)	(時 間)	(時 間)	(時 間)
令和元年度	1.2	1.55	2.3	144.2	148.2	12.3	10.1
令和2年度	0.0	1.10	2.9	140.4	146.4	10.8	9.1
令和2年1月	1.1	1.51	2.4	137.7	143.8	11.8	10.5
2月	1.1	1.45	2.4	139.8	145.5	12.1	9.9
3月	1.1	1.40	2.5	142.1	148.4	11.9	10.4
4月	0.8	1.30	2.6	143.8	149.8	10.5	9.0
5月	0.2	1.18	2.8	126.9	137.8	8.6	7.3
6月	0.2	1.12	2.8	141.3	150.0	9.3	7.7
7月	0.2	1.09	2.9	145.8	150.1	10.3	8.9
8月	0.2	1.05	3.0	133.7	138.8	9.9	8.3
9月	△0.1	1.04	3.0	140.6	147.1	10.7	9.2
10月	△0.1	1.04	3.1	147.4	151.1	11.3	8.9
11月	△0.1	1.05	3.0	143.4	146.2	11.4	9.3
12月	△0.3	1.05	3.0	142.3	148.7	11.5	10.0
令和3年1月	△0.3	1.10	2.9	135.1	141.4	11.0	10.3
2月	△0.4	1.09	2.9	135.4	140.8	11.1	10.0
3月	△0.2	1.10	2.6	145.1	151.5	12.0	10.8
4月	△0.3	1.09	2.8	150.4	152.9	12.1	11.1
資料出所	厚生労働省		総務省統計局	厚生労働省	県統計調査課	厚生労働省	県統計調査課

(注) 1 ①、⑦、⑧は平成27年基準である。  
 2 ①、④、⑤は事業所規模30人以上の数値である。  
 3 ④、⑤の令和元年度、令和2年度の欄は、それぞれ令和元暦年、令和2暦年の数値である。

⑥ 消費支出 (二人以上の世帯のうち勤労者世帯)				⑦ 消費者物価 指数		⑧ 国内企業 物価指数
全 国		宮 崎 市		全 国	宮 崎 市	
(千 円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(千 円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)
320.6	0.7	285.4	3.0	0.5	0.3	0.1
304.5	△ 5.0	282.5	△ 1.0	△0.2	△0.2	△1.4
312.5	△ 4.1	252.0	△18.7	0.7	0.0	1.5
303.2	0.1	309.6	15.4	0.4	0.3	0.7
322.5	△ 7.6	293.9	14.5	0.4	0.1	△0.4
303.6	△ 9.9	260.2	△ 6.7	0.1	0.1	△2.5
280.9	△15.5	347.6	21.2	0.1	△0.5	△2.7
298.4	△ 3.3	262.6	△20.9	0.1	0.2	△1.6
288.6	△10.1	289.1	△ 7.9	0.3	0.5	△1.0
304.5	△ 6.5	323.5	9.7	0.2	0.4	△0.6
304.2	△ 7.7	232.9	△32.5	0.0	△0.3	△0.8
312.3	2.3	305.9	31.8	△0.4	△0.3	△2.1
305.4	0.5	244.1	8.5	△0.9	△0.9	△2.3
333.8	△ 3.4	324.1	24.4	△1.2	△1.0	△2.0
297.6	△ 4.8	315.9	25.4	△0.6	0.1	△1.5
280.8	△ 7.4	223.6	△27.8	△0.4	△0.3	△0.6
344.1	6.7	261.0	△11.2	△0.2	0.0	1.2
338.6	11.5	348.8	34.0	△0.4	△0.5	3.8
総 務 省 統 計 局					県統計調査課	日本銀行